

# 総務政策常任委員会会議録

平成19年10月29日

場 所 第2委員会室

平成19年10月29日（月曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成20年度重点施策について
- ・平成19年度政策評価の概要について
- ・平成18年事業所・企業統計調査結果速報について
- ・旅費制度の概要について
- ・出先機関の再編について
- ・平成19年度職員提案について
- ・平成20年度当初予算編成方針について
- ・不適正な事務処理により取得した備品について

出席委員（9人）

委員	長	中野	廣明
副委員	長	松村	悟郎
委員		中村	幸一
委員		星原	透
委員		黒木	覚市
委員		外山	衛
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	村社	秀継
総合政策本部次長	渡邊	亮一

総合政策課長	土持	正弘
秘書広報課長	緒方	哲
統計調査課長	井黒	学
広報企画監	高藤	和洋

総務部

総務部長	渡辺	義人
総務部次長 （総務・職員担当）	吉瀬	和明
総務部次長 （財務担当）	宮田	廣志
部参事兼総務課長	米良	剛
部参事兼人事課長	岡村	巖
部参事兼行政経営課長	米原	隆夫
財政課長	和田	雅晴
税務課長	後藤	文雄
総務事務センター課長	柄本	寛

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主任主事	今村	左千夫

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

日程についてでありますけれども、まず委員会日程について、お手元に配付いたしております。ごらんいただきたいと思います。日程のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

一言私のほうからお願いいたしますけれども、今回、特に総合政策本部からことしの重点施策なるものが出ております。中身としてこんなものが重点施策でいいのかなと私は思いました。

ぜひそこら辺の議論をしっかりとお願いいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時5分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会の報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社総合政策本部長 それでは、総合政策本部の報告事項について御説明申し上げます。

お手元の「総務政策常任委員会説明資料」の目次を開いていただきたいと思います。本日御説明いたしますのは、報告事項が3件でございます。

まず、第1番目の平成20年度重点施策についてであります。右側の1ページをごらんいただきたいと思いますが、去る10月15日に開催いたしました新みやざき創造戦略推進本部会議におきまして、1点目、中山間地域・植栽未済地対策、2点目、子育て・医療対策、3点目が建設産業対策の3項目を平成20年度に特に重点的に取り組む施策テーマとして決定したところでございます。これを受けまして、この後、総務部のほうから報告があろうかと思っておりますけれども、平成20年度当初予算編成方針におきまして、当該重点施策に係る新規・改善事業の要求につきましては、1.5倍の要求枠を認めることとされたところでございます。このように重点施策に基づいて予算要求枠の特例措置が講じられるのは初めてのことでございます。目に見える形で施策の重点化が図られるものと考えているところでございます。

次に、2番目の平成19年度政策評価の概要に

ついてでございます。平成19年度の政策評価につきましては、前総合長期計画の施策体系に基づきまして実施したところでございます。このほどその評価結果を取りまとめましたので、その概要について御報告するものでございます。

次に、3番目でございますが、平成18年事業所・企業統計調査結果速報についてでございます。この調査は、事業所及び企業について、産業とか従業者の規模等の基本的構造を明らかにするための調査でございまして、5年ごとに実施されております。このほど平成18年10月1日現在の調査結果、これは速報値でございますけれども、まとまりましたので、その概要について御報告するものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○土持総合政策課長 それではまず、平成20年度の重点施策につきまして、御説明をいたします。

同じく委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、新みやざき創造計画におきましては、今後4年間に優先的に取り組む重点施策といたしまして、御承知のとおり、新みやざき創造戦略を掲げているところでございますが、厳しい財政状況の中、毎年度の予算編成に当たりましては、選択と集中の理念のもとに、真に必要な施策、事業につきまして、さらに重点措置を講ずる必要がございます。そこで、新みやざき創造戦略に掲げます重点施策、それから本県が直面いたします喫緊の課題を踏まえまして、年度ごとに特に重点的に取り組む施策を明らかにいたしまして、当初予算編成方針に反映させることとしたところでございます。

平成20年度におきましては、先ほど本部長が

申し上げましたとおり、そこに掲げました3つの施策、テーマにつきまして、特に重点的に取り組むこととしております。1つ目が、中山間地域・植栽未済地対策でございます。人口減少や高齢化の進行によりまして、地域活力の低下が見られる中山間地域の活力再生を図りますために、その実態を踏まえた短期的、中長期的施策を総合的に展開することといたしております。また、現在、2,000ヘクタールの植栽未済地を3年でゼロにするということを目指すなど、健全で多様な森林づくりのための森林整備対策を総合的に推進することとしております。

2つ目が子育て・医療対策でございます。少子化対策といたしまして、地域のきずなを活用した子育て支援の仕組みづくりなど、新たな施策を盛り込んだ子育て支援の充実を図ることとしております。また、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が課題となっておりますが、小児科医を初め、さらなる医師確保対策に努めることといたしております。

3つ目が建設産業対策でございます。建設産業は地域経済と雇用を支える重要な産業の一つでもありますことから、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりや新分野進出に対する支援など、県内建設産業のための総合的な対策を講じることとしております。

いずれも解決が困難な施策、テーマでございますけれども、現在、各部局とも知恵を絞りながら、事業化に向けた検討を行っているところでございます。特に中山間地域対策につきましては、これまでさまざまな施策、事業を講じてきたところでございますけれども、新たにどのような取り組みが可能なのか、総合政策本部といたしましても、部局横断的な視点から積極的に提案を行っていきたいと考えております。

なお、先ほど本部長のほうの説明もございましたけれども、この重点施策に係る新規・改善事業の要求につきましては、1.5倍の要求枠を認めることとされたところでございまして、政策主導の予算編成によって施策の重点化が図られるものというふうに考えております。

次に、平成19年度の政策評価の概要についてでございます。2ページをお開きいただきたいと思います。上段の政策評価の目的に記載しておりますように、政策評価につきましては、成果重視の徹底によりまして効率的・効果的な行財政運営等々を目的といたしまして、評価を実施しているところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。平成19年度につきましては、前計画でございますが、元気みやざき創造計画の体系に基づきまして、主な施策として189の施策評価を実施いたしました。また、実施に当たりましては、「主要施策の成果に関する報告書」、これは次の11月議会で配付させていただきますが、これと連動させることによりまして、事務の効率化を図ったところでございます。なお、評価結果につきましては、新規事業の構築等に反映させることといたしております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。施策評価結果の概要についてでございます。2の評価結果につきましては、前計画の5つの将来像ごとに結果を示しておりますが、189施策のうち、A「順調」が22、B「おおむね順調」が126、C「一部に努力を要する」が41という結果になっております。

順調な施策の具体例としまして、そこに5つの事例を挙げております。一部説明をさせていただきますと、4ページの一番下でございますが、「地域で支える安全で安心なまちづくりの推

進」についてでございますけれども、これにつきましては、自主防犯組織活動に取り組んでいる団体数、地域安全マップの作成取り組み数が大幅に伸びておりまして、地域コミュニティの再生化を目指す活動が活発になっているところでございます。今後は、自主防犯団体のリーダーの育成、情報提供等を行うことで活動の定着化を図っていくことが課題となっております。

次に、Cの一部に努力を要する施策の具体例としましては、4つの事例を挙げさせていただいておりますけれども、1つ目の宮崎版ユニバーサルデザインの推進につきましては、ユニバーサルデザインという言葉の認知率が42.2%と、前年度よりは上昇しているんですけども、依然として50%に満たない状況でございます。そこで、現在策定中の県指針を早期に完成させるとともに、県職員を初め県民に対しまして、より一層の普及啓発を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、6ページから9ページにかけまして、個々の施策評価結果の一覧を掲げております。説明につきましては、省略をさせていただきます。

なお、来年度以降の政策評価につきましては、新しい総合計画であります新みやざき創造計画にのっとり行うということにいたしておりますが、その中で、先ほど申し上げました重点施策ということで新みやざき創造戦略について、3つの戦略に16の枝戦略を掲げておりますが、それに56の重点項目を掲げておりますので、これを中心に評価を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○井黒統計調査課長** 統計調査課が最近公表しました調査結果を御報告いたします。

委員会資料の11ページをごらんください。平成18年事業所・企業統計調査結果速報についてであります。まず、1、調査の概要についてあります。この調査は、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにするとともに、各種の標本調査を実施するための母集団情報となる事業所等の名簿を整備することを目的として、平成18年10月1日現在で実施したものであります。調査の対象につきましては、農林漁業に属する個人経営の事業所や家事サービス業、また外国公務に属する事業所を除くすべての事業所が調査の対象となっております。

次に、2、調査の結果を御説明いたします。

(1) 概況についてであります。下の表の太枠をごらんください。平成18年の宮崎県の事業所数は5万8,127事業所で、平成13年調査と比べまして、3,544事業所の減少となり、また従業者数は48万5,338人で、9,679人の減少となっております。

次に、12ページをごらんください。(2) 事業所数についてであります。まず、①産業別の事業所数について御説明いたします。表をごらんください。表の左側から、産業分類、実数、構成比、増減数、増減率の順になっております。平成18年調査を平成13年調査と比べてみますと、右側の太枠の増減数のところにありますように、医療・福祉が536事業所の増、農林漁業が25事業所の増などと、4つの産業で増加となっております。一方、卸売・小売業が1,919事業所の減、建設業が627事業所の減などと、11の産業で減少となっております。続いて、②経営組織別の事業所数についてであります。平成18年調査を平成13年調査と比べてみますと、太枠の増減数のところにありますように、法人は141事業所の増加となっており、個人経営が3,536事業所の減と、

大きく減少しております。

次に、13ページをごらんください。(3) 従業者数についてあります。まず、①産業別の従業者数であります。平成18年調査を平成13年調査と比べてみますと、従業者数の多い医療・福祉が1万521人の増、運輸業が1,029人の増となっております。一方、建設業が7,987人の減、製造業が4,863人の減と、大幅な減少となっております。続きまして、②従業上の地位別従業者数についてであります。表の中ほどの太枠の増減数の欄をごらんください。この表は、非農林漁業の民営事業所の従業者に係るものであります。平成18年調査を平成13年調査と比べてみますと、正社員・正職員以外が1万4,357人の増、臨時雇用者が197人の増となっております。一方、正社員・正職員が1万942人の減、個人業主・無給の家族従業者が5,191人の減などと減少しております。次に、同じ表の性比の欄をごらんください。これは男性を100とした場合の女性の比率であります。正社員・正職員では比率が62.6と、男性の割合が高く、正社員・正職員以外では比率が243.9と、女性の割合が高くなっております。

次に、14ページをごらんください。(4) 市町村別の概況についてであります。表をごらんください。左側が事業所数、右側が従業者数となっており、それぞれ実数、構成比、増減数、増減率の順になっております。市町村別の事業所数についてであります。平成13年調査と比べてみますと、太枠の増減数のところにありますように、串間市が29事業所増などと、1市2町で増加し、8市17町3村で減少となっております。次に、市町村別の従業者数についてであります。平成13年調査と比べてみますと、高鍋町が625人増などと、1市9町1村で増加し、8市10町2村で減少となっております。

説明は以上でございます。なお、詳しくは別冊の「平成18年事業所・企業統計調査結果速報」をごらんください。以上でございます。

○中野委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様は質疑はありませんでしょうか。

○鳥飼委員 初歩的な質問で申しわけないですが、まず最初の重点施策のところですけど、未植栽地2,000ヘクタールをゼロにするということですが、今の植栽地、未植栽地は2,000ヘクタールですけれども、比率的には未植栽地は何%ぐらいになるのか、植栽地が幾らあるのかというのがもしわかればお答えいただきたいと思えます。

○土持総合政策課長 今、手元に資料がございません。申しわけございません。

○鳥飼委員 なぜこういうのをお聞きしたかといいますと、2,000ヘクタールをゼロにしても、また新たに出てくるなり、植栽地自体が減少していくということになれば、果たしてこの目的は何なのか。大きな目的というのは、確かに未植栽地をなくすということはわかるんですけども、そこら辺の整合性がはっきりわかるような説明もお願いをしておきたいと思えますので、そこはよろしくお聞きしたいと思えます。

続けて、子育て・医療対策ですけれども、総合計画に掲げた合計特殊出生率全国2位を初めとする数値目標ということで、いろいろ書いてございますけれども、合計特殊出生率の、この計画をつくった後に発表になったのでは、既に達成をしておいたというふうに記憶しておるんですけど、そこ辺の経緯を御説明いただきたいと思えます。

○土持総合政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。計画の策定段階では、合計特殊出生率の全国順位につきましては、前年の調査

の結果しかなかったわけでございますけれども、策定後に18年の合計特殊出生率についての発表があって、暫定でございますが、全国2位になっているという状況でございます。ただ、この目標につきまして、2位からそれ以下といえますか、5～6番はほぼ拮抗した状態でございます。どう変わってもおかしくないような数値でございます。ただ、1位沖縄とはかなりの開きがございますので、この全国2位という目標値につきましては、そのまま堅持をしたいというふうに考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 前回、5位か6位だったと思うんですけど、計画はどうなっているんだという形になりかねないんですね。実際、前年の発表されたら、もう達成していたということであれば、それを見直すということでない、もう達成しているじゃないですかというようなことにもなりかねませんので、そこら辺の補強といえますか、補足といえますか、それをしっかりやらないと、宮崎県の計画は達成をしているのをやりますとってということにもなりかねませんので、そこはしっかり、1位にするとか、2位の内容そのものを豊富化するとか、何かの対策を考えるべきだと思うんですけども、そこらについてお尋ねします。

**○土持総合政策課長** 確かに、順位だけを見ますと委員おっしゃるようなことなんですけれども、これはすべての計画について言えることなんですけれども、全国2位というのが、少子化対策の主たる目標値ということではなくて、いわゆる少子化対策をいろいろやっていかなければいけないわけなんですけれども、その中での数値として見えるものが、こういう合計特殊出生率というのがございますので、それを目標値として掲げておりますけれども、さまざまいろいろな方

策をとっていかなければならないことは確かでございますので、一方で目標値というものも意識しながら、少子化対策全般について重点化施策として掲げておりますので、少子化対策のその他のもろもろの部分、合計特殊出生率を支えるような施策を今、各部局のほうでも真剣に考えておるところでございますので、そういった意味があるということで御理解をいただきたいと思っております。

**○渡邊総合政策本部長** この数値については、ちょっとお断りしますが、これは速報値でございます。前回も速報ではランクが上がったんです。ところが、確定値では下がっております。このあたりが大体年末ぐらいにははっきりするんだと思います。そのあたりの状況をちょっと見させていただいたほうがいいのかなと。前回も速報値からランクが2位、3位、ちょっと落ちたんです。我々が計画をつくった後、それが出たんですけれども、速報値ということで、そういう認識は一つあるということと、先ほど課長が申し上げたことでございます。

**○鳥飼委員** 次長の話は余分な話のような感じもいたしましたけれども、私が申し上げたいのは、確かにそういう変動はあるかもしれないけれども、特徴化といえますか、総合政策といえますか、この計画をあらわすものとして数値があるわけですから、1位をとるというふうに出したとしても、おかしくはないわけなんです。そこを申し上げて、それと、交付税の算定の結果、減額になって、都市に厚くということで、乳幼児医療の助成制度、宮崎県は小学校入学までですね。東京23区は中学校卒業までというふうなことをやっているんです。これほど格差が明らかにされているということはないと思うんです

けど、この数字をとやかく言うつもりはございませんけれども、やはりそういう見方をされるということは、中身自体を課長が答えましたけれども、しっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

企業統計ですけれども、井黒課長にお尋ねしますが、(3)の調査の対象のところの農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所——外国公務というのはわかるような感じがするんですけど、その除く部分、特に家事サービス業というのがわからないんですけれども、なぜ除いているのか、どのような業種、どのような業態を指しているのか、御説明いただくとありがたいんですけど。

**○井黒統計調査課長** 調査の対象の、農林漁業に属する個人経営の事業所、ここの部分につきましては、法人形態とかそういう会社組織をとってない、いわゆる農家ということになります。家事サービス業については、家政婦さんですか、そういう方が含まれるという形になります。個人でやっておられる方ということですよ。

**○鳥飼委員** 確認しますが、例えば、何とか家政婦紹介所とかいうのがありますが、これは事業所で上がりますよ。個人で頼まれて行っている人については上がりませんよということに理解してよろしいでしょうか。

**○井黒統計調査課長** おっしゃるとおりでございます。

**○鳥飼委員** これでいくと、全国平均よりかは数値的には、例えば1枚目でもいいんですけど、事業所数とか全国平均では6.9の減ということですが、宮崎県は5.7、従業者数は全国が2.3の減、宮崎県は2.0ということですから、宮崎県は悪化はしているけれども、そんなにまでないんだなというふうな読み方もできると思いますし、た

だ、景気がずっとかなりの期間、回復をしていると言いながら、こういう状況だということであるんですけど、統計調査課でどんな分析をしておられるのか、これについて何か準備しておられれば、お話をいただけるといいんですけど。

**○井黒統計調査課長** まだ詳細データを取りまとめておりませんので、細かくは分析しておりません。

**○鳥飼委員** わかりました。前は統計課だったんですね。統計調査課ということになって、分析もやっていくということになってくるだろうと思います。実際、実務をしておられる方たちとか、なかなか難しいところはあるだろうと思うんですけど、しっかりと統計調査課となった意義をとらえて、分析もやっていくというか、公表していくということも大事ではないかと思っておりますので、ここはまた要望しておきます。いろんな統計の資料が出てくると思うから、そんなになかなかできんよというようなことも出てくるかもしれません。しかし、総合政策本部ができて、3年前ですか、統計調査課と変わったときに、そういう意味合いも入っているというふうに思っておりますので、そこは、困難性はあるかもしれませんが、お願いをしておきたいと思っております。

**○星原委員** 1ページの平成20年度の重点施策ということで、3つの柱を取り組みの中心に置いたということなんですが、それぞれこれは各部局が数字とかいろいろ出していくと思うんです。そういう中で、総合政策本部としてのかわり、役割というのは、こういうものに対して予算面でこういう形でトータルで見たときにこうだからこうだよと応援する部分とか、あるいは実現する中身についてどういうふうに取り組んでいくんですよと。要するに、各部局とはま



た違う形で総合政策本部としてのトータルの考え方として持っていくんだとか、そういうものが出てきている、あるいは考えられてこういうふうに皆さんのほうから説明あるんですか。ただ、総合政策本部としてはこういう柱があって、後は専門的なものを各部局が取り組んでいくんですよという形でとらえていいのか。総合政策本部として、県の重要施策の中で、各部プラス皆さん方の部分がどういうふうにかかわっていくという、そういったものまでちゃんと見られているものなんですか。どうなんですか。これから読み取る、説明の中からいくとどういうふうにとらえたらいいのかなと思うんですが。

**○村社総合政策本部長** 重点施策を取りまとめ前段でといいますか、重点戦略、16戦略入れてあるわけですがけれども、各部局に、政策テーマ、事業の可能性、そういったものを出してもらっていろいろ協議を、ずっと幹事会で検討してきました。そういった議論の過程の中で、いろんな事業化の可能性とか含めて、それから県議会で議論のありましたようなことも含めまして、最終的には、内容的には5つになるかと思えますけれども、5つの重点施策ということで決めさせていただいたわけでございます。

ただ、当然、政策本部としましては、これから予算編成の過程で各部がいろんな事業を検討していくわけですから、そういったものを見ながら、例えば、中山間地域であれば、農政水産部もありましょうし、環境森林部もありましょうし、地域生活部もあるかと思いますが、そういったものを見ながら、政策本部として分野横断的に見たときに、どういった事業をそこに重ねたらトータルとしてきちっとなるのか、そういうことを考えながら、これから予算編成に臨んでいきたいというふうに思っているところで

ございます。

**○星原委員** 部長のお話である程度おぼろげですが、私から見れば、宮崎県の20年度の1年間はこういう政策でやっていくと皆さん方のほうで方向性を決め、その中で、いろいろ出たものについて各部がそれに積み上げてきて、それとの整合性を皆さん方のほうと図って決めていくのかなと。政策本部という形である以上は、宮崎県が一番抱えている課題は何なのか、まずそこに入ってきて、その中で皆さん方で考えて、それについて各部局に専門的なことで積み上げさせて、そこの部分でどういうふうに行っているかと、それについては予算的な面ではこういう予算をこれぐらいもらわんと実現性が薄いかとか低いとか、そういったものが出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。そこで今度、予算面についても、総合政策本部として側面からの予算どりにかかわっていくとか、そういう部分まで出てくるのかなというふうに思うんですが、きょうの説明を聞く中で、本当にそこら辺まできちっと入って行って、トータルで総合政策本部と各担当部局との、最終的に20年度が終わるときにそういうふうによく進んだと、結果が出たと評価されたらと、そこまでの責任というか、考え方というのが入ったのこういう施策の取り組みという形になっているかどうか、もうちょっと詳しく説明していただきたい。

**○土持総合政策課長** 今回の重点施策の決定ということにつきましては、昨年までとちょっとスタイルを変えているわけです。委員おっしゃるとおり、従来は、各部のほうでいろんな政策課題を出してきまして、最終的に重点施策としてまとめていたんですが、それがどうしても各分野にまたがった重点施策ということで、各部としては重点施策ということで出してくるわけ

ですが、県全体で見たときに総花的な重点施策になっているという実態がございました。

今回初めて、ある意味、総合政策本部の役割といたしまして、そういういろんな状況を、先ほど本部長が申しあげましたように、県内の喫緊の課題とか、議会のほうで特別委員会等で議論されているテーマとか、そういったことを十分踏まえまして、今回初めて総合政策として重点施策を創造戦略推進本部という形で決定をいたしまして、そして各部に重点施策のテーマがおりていって、そこで各部が今から事業の玉出しを考えていくというような形に、昨年までとスタイルとしては違った形にはなっておりませんが、そういう中で、先ほど来申しあげておりますとおり、各部の考え方、そして総合政策本部としての考え方にそこがあるといけませんので、そこは十分連携を図りながら、全体の施策を見きわめていきたいというふうには考えておるところでございます。

**○星原委員** ここに掲げているのは、各部、総合政策本部で云々というより、今、抱えている課題で、通常出ている課題だけしか出てないような感じがするわけです。私が思うには、総合政策本部としては、県民所得を3%今より上げようとか、5%上げようとか、全国何位なのをどれぐらいの位置づけに持っていこうとか、そういう県全体が浮揚するためにどうするかということで、仮に県民所得なら所得を何%前年度より上げようとしたときに、各部局はこういう事業でいかないと、第1次産業の農林漁業ではこういう政策を上げることで3%上げようとか目標を立てさせるとか、そういうことでないと、ここに出てきているような中山間地・植栽未済地にしても、子育て・医療対策にしても、建設産業の対策にしても、ここで掲げて、皆さん方

のところはトータルで宮崎県の総合力を上げるとか、宮崎県の豊か度を上げるとか、何かを持っていくところの中で、各部がそういうふうに向かったときにどういうふうにして政策を立てるのかということじゃないかなと私は思うんです。これは、多分皆さん方が上げなくても各部から上がるような課題、常に各部が抱えている課題じゃないかと、そういうふう思うものですから、そういうことじゃなくて、トータルで宮崎県の、知事が言う総力戦というような、宮崎県を考えた中でどういう役割を持たせていくかというほうが総合政策本部じゃないかという感じがするものですから、これからはそういうふうには受けないものですから、どうでしょうか。

**○村社総合政策本部長** 確かに、来年度の重点施策としてこれだけなのかというような疑問がわくかもしれません。本部としましては、基本的には、総合計画の中に4年間で取り組むべき新みやざき創造戦略というのがあるわけです。これはれっきとした4年間で取り組むべき重点施策です。これは予算編成過程においても、重点措置として取り組むことは基本的に前提としてございます。ただ、今回の予算編成方針を見ていただきますと、公共事業以外で25%のマイナスシーリングがかかっております。そういった予算が大きく減らされる中で、一体どこにメリハリをつけるかということはやはり重要な問題でありまして、重点戦略すべてにいい予算を、大きな予算をつけられればいいんですけども、来年度に向かっていろんな玉出しを検討する中で、これとこれは来年度にやらざるを得ないだろうというようなものが出てきます。そういった中で、この5つのテーマというのが最終の整理として出てきたということでありまして、これは来年度の予算編成上の重点施策というふう

に御理解いただきたいと思います。

**○星原委員** それはそれでいいんです。当然いろんなものがいっぱいあるわけですから。ただ、皆さん方の総合政策本部として宮崎県の観光をどうしようといったときに、農業観光もあるでしょうし、スポーツ面から来るものもあるし、いろんな範囲がありますね。トータルでまとめる部分をどうするか、ほかの各部局にどういう関係があって、かかわっていかせるかとか、そういうものが次年度に向けての政策を立てる上では一番重要じゃないのかなというふうに思うんです。第1次産業である農林漁業なら農林漁業を農政水産部と環境森林部が考えるんじゃないかと、皆さん方から何かの県勢浮揚に向けてのテーマとしてこういうふうな角度で、要するに、専門的な人たちじゃなくて、トータルの中で見たときはどういうふうな宿題を与えるか、どういうふうな政策を出してこいというか、あるいは予算的にも我々もこういう形でのっかっていくから、こういう形のものには取り組めないのかとか、何かそういったものが見えてくるのが皆さん方の政策本部と名を出しているところの役割かなというふうに思うものですから、いろんなことをやられているというのは部長の説明でわかるんですが、何を目指してどういうふうにするということから始まって、専門的な各部局におりていって、それで積み上げて、両方で積み上げてきたものとしてどういうふうに20年度は展開していくんだというものが出てくるのがそうかなというふうに思ったんですけども、まあ、考え方ですから、いろいろあるんでしょうけれども、私はそういうふうに思っているものですから、その辺がどうなのかなというふうな感じがしたところです。何かあれば。

**○村社総合政策本部長** まさに委員がおっしゃ

られるとおりでと思います。我々が今から予算編成の過程で、各部の予算の策定の状況等を見ながら、横断的に取り組む必要があるものであれば、我々のほうから提案しますし、それ以外のものについては各部で出してもらおうとか、そういった調整を我々のほうでやっていきたい、最終的な予算の形というのをつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

**○鳥飼委員** 基本的な議論が出ましたので、総合政策本部はいろんな御苦勞があって計画をつくっていろいろやっておられるんですけど、なかなかその実現というのが難しいものですから、私は思っているんですが、総合政策本部枠の予算を何十億か持つと。これは財政課と屋上屋をという議論があるかもしれませんが、総合的に政策として県はこれをやっていくんだというのがあるとするならば、お金がないことにはどうにもならないんです。村社部長が筆頭部長なんですけれども、手腕を発揮するところは余りないんじゃないかなと私は思っていて、そういう議論というのをしておられないのか。それをやらないと、もう計画をつくったら終わりですよと、4年間仕事がないですわというようなことでは、せつかくの知恵と頭脳がもったいないと思っているんです。ちょっと答えにくいかもしれませんが、お答えをお願いします。

**○村社総合政策本部長** 総合政策本部ができて4年目に入ったわけでございます。この間、議会でも、本部のリーダーシップの問題ですとか、総合的な政策立案とその実効性のある展開みたいなことについて、本部としての今の組織では難しいんじゃないかというような議論もございました。財政を直属の課にしたらとかいろんなことがあったと思います。そういうことも

含めて、そういった本部のあり方については別途議論しているところでございます。そうは言いましても、今年度は現体制であるわけでございますから、その中で、今回出ましたように、予算編成過程において本部の策定した重点施策について1.5倍の予算の要求枠を認めるとか、そういった財政課との連携が少しずつできているというふうに私は思っているところでございます。これからも予算編成の過程において、各部の事業、玉出しについても積極的に関与していきながら、いい予算をつくっていきたいというふうに思っております。

**○中村委員** 今、お二方が質問されましたが。私は、これを前にも見せてもらったんだけど、この3つの重点施策、総合政策本部は根幹にかかわる問題を取り上げなければいけないわけですが、これを3つ見て、木に例えれば枝の部分じゃないですか。本当は、今、星原委員が言ったように、幹の部分を出さなくちゃいけないはずなんです。例えば、所得率を全国何位を何番まで引き上げようじゃないかと、それに対して各部が協力する。これは各部でやる枝の部分だと思うんです。幹部分を総合政策本部でどんとつくるべきなのに、枝部分を重点施策に置くというのは、それでいいのかどうか。星原委員の言うこと、鳥飼委員の言うことを聞いておって、枝部分を重点目標にするんじゃないかと、幹部分を打ち出すべきが総合政策本部の大きな役割だと思うんですが、その辺はどうなんですか。これは枝の部分じゃないかという気がするんですね。

**○村社総合政策本部長** 先ほども申し上げましたように、基本的に幹の部分といいますのは、ことしの6月に策定しました総合計画の中の重点戦略がまさに幹の部分だというふうに思っ

るところでございます。したがって、今回の重点施策と申しますのは、来年度の予算編成に絡んだ重点施策といいますか、表現が難しいんですが、そういうことでありまして、トータルとしては、大きな戦略というものが背景にあるということをお理解いただきたいと思っております。

**○中村委員** 批判しているわけじゃないんですよ。ただしかし、根幹はそういうものが必要じゃないかと。例えば、知事が4年間に100社1万人の雇用創出、今、1年たとうとしているが、どれだけの達成ができているのか。4分の1にして、次年度は例えば30社なら30社、必ず誘致するんだとか、雇用を幾ら伸ばすんだとか、そういった目標というものが幹の部分であって、どう考えてもこれは、部長が説明されたけれども、私は枝の部分であるような気がして仕方がないものだから、根幹にかかわる問題で、総合政策本部の役割、考え方というのを根幹から考えないといけない状況にあるのかなという気がするんです。

**○渡邊総合政策本部次長** そういう御意見が我々今回つくるとき出るということもある程度予測していたというのはあるんです。というのは、先ほど課長が申し上げましたように、今までの重点施策は基本的に例えば産業政策、交通政策とかそういうことで、全体を総花的に書いていたんです。トータルで見ると、今、中村委員がおっしゃったように、全体の幹がわかるような書き方をしていたんです。今回は、その中で特に20年度の予算編成に当たって、個別施策としてこういうものを、個別といっても分野横断的なある程度大きい施策でございますけれども、重点的に予算要求の枠を拡大してもらって、こういうものを各部一生懸命検討していただくということで、予算全体ができ上がるときは、

今おっしゃいました幹がわかるような形で編成していくんだらうと思うんです。従来からいろいろ議論がありまして、重点施策を毎年つくっていたんですが、ほとんど全部政策を網羅しまして、例えば昨年度の重点施策は、前長期計画に基づいて5つの体系で各施策の重要な課題となるような施策を全部網羅しまして、それをトータルで重点施策というふうにやっていたんですが、ことしの場合はそれを絞って、当然それは、長期計画、総合計画の中で、3つの戦略の中で、先ほど部長が申しあげましたように、いわゆる方向性なり、大きな幹の部分はわかっておりますので、その中で具体的な枝の部分で特に太い枝でございますけれども、どれをするか、それを集中と選択で選ぼうということによって今回こういうやり方をしたというふうに御理解いただくとありがたいと思っています。

**○黒木委員** それぞれ意見が出て、そうだというふうな感じはするんですが、今回の重点施策の3つの部分を見ましても、議会でも非常に取り上げられた課題だなというふうに思うんです。ですから、これが実を結ぶ時期に来たのかなという評価は私もしたいと思うんです。中山間地域・植栽未済地対策、この点については私も心配をいたしております。3年間でゼロにするとかいうことはいいことなんです、山というのは、切ったから全部植えるということでもないと思うんです。自然林をいかに残しながら植栽するか、ここが大事なんです。今、山全体が植栽されて伐採する。山の尾根まで杉、ヒノキを今まで植えておったんです。こういう時代じゃない。山の8合目とか7合目から上は自然林で残す。木の太りが全然違うんです。下では50センチあっても、上は20センチもないぐらいの大きさしか太らない。そんなのを一緒に切って、

上のほうはほとんど切り捨てなんです。そういうやり方をするんじゃないくて、山は山で守るような方法、これは真剣に総合政策本部と担当部署といろいろな議論をして、山を守る方法を……。100%それじゃなくても、もう少し自然林に近いような樹木の植栽、そういう方法もあると私は思いますので、そこ辺は十分皆さんとも協議をしていただきたいというふうに思っています。

**○中野委員長** ほかにありませんか。

**○土持総合政策課長** 先ほどの鳥飼委員の質問の関係でございますけれども、林務のほうで把握しております人工林の面積については手元に間に合いませんでしたので、後で御報告をしたいと思えます。全体の林野面積は58万8,000ということでございますけれども、もちろんすべてが人工林というわけではございませんので、また正確な数値を御報告したいと思えます。

それから、出生率の2位の暫定のお話がありましたけれども、確定値が出て、やはり2位ということでございますので、修正報告をさせていただきます。

**○中野委員長** 私からいろいろお聞きします。20年度重点施策ということですね。部長の話を聞くと、予算上の話がかかなり出てきますけど、要は物の考え方で、来年度だけの重点と考えるか。宮崎県、日本全体がそうですけれども、戦後60年の総決算、いろいろな問題が出て、これから5年先、10年先どうなるかということを一生涯懸命考えている。そういう中で、統計数字を見ますと、宮崎県の総生産にプラスになるような数字は本当に見当たらない。さっき農業の部分の数字がふえていたけど、ちょっと解せないのて聞きますけど、とにかくそういうことですよ。農業だって今、国が品目横断的とかいろいろ出し

た、いわゆる大規模農家政策を出した。これで宮崎県がやれるか。みんなやれないと言って、今、変更をやっている。5年先、10年先、どうなるかということを見ると、例えばここで今、未植栽地をどうのこうの、これも予算と考えれば、私も森林問題というのは根本的に議論しようと思うんです。今、宮崎県は杉生産日本一だと言っている。企業に言わせれば、不良在庫品抱えて日本一だと言っているのと一緒です。何でそれではこんなに売れないのか。いわゆる需要と供給のバランスがとれておらんのです。これ以上、杉をどうするかという話です。だから、さっき出たように、この杉政策なんかも、杉をどれだけ植えるのか、後、自然林で返すのか、そういう議論を——これは林野庁なんかもそういうのを出していないわけね。今、杉を植える人は補助金がある。補助金出しても植えない人もいる。これをゼロにするのが何で重点政策か。これは今、制度的にずっとやっている。

それから、中山間地、これも今、大変です。国富もあと5年、10年先は集落はなくなるんじゃないか。後継者なんか、一回数字を見てごらん。ひどいものですよ。中山間地の集落がなくなれば町場の商店街もなくなる。そういうことでしょう。

それから、子育て・医療対策、子育て、我々5年前からやっているけど、県として独自の財源、単独財源でどれだけつけるか、そういうところにこれはかかってくるわけです。ずっと対策監まで置いているけれども、いろんな周りの雰囲気つくるとかありますが、これも大事ですよ。

それから、小児科医、今、何も小児科医だけの話じゃない。今、全体的に医師不足となっている。この間、大学の先生が、「中野さん、今は

医師は十分おるけど、みんな都会に行っている。都会でいろいろハイテクノロジーなんか高度医療についていけなかった医師がそのうちに帰ってくるわ」と。そんな話もある。トータル的に偏在と。例えば小児科医、医師確保、これを見ますと、知事と部長がどこかに行って頭下げて、医師を回してもらうか、それぐらいしかないわけ。全体で取り組む話じゃない。

それからもう一つ、建設業対策、今こういうことで建設業は大変だろうから、総合的な対策というより、いろいろ聞くと、これは相談窓口ですよ。対策というよりか、ただ、こういう仕組みがありますよ、転業するにはこういうあれがありますよという相談窓口ですよ。建設業の実態を見てごらん。大体、後継者がいないところはやめようという方向です。ただ、やめるにもやめられないから、借金があるから、何とかして、とんとんでもいいから資金繰りにとらないといけないというような状況なんです。

私は、総合政策本部の組織として、よくわかるんです。そこまで言っても無理かなというけど、最初、安藤さんがつくるとき、トータル的に政策立案をするところで作りますと言った以上は——各部長が議論する話でも、それぞれ各部でいろんな事業展開している、そういう中で上がってきたのをどれにするか。ただ、これを見た場合、がっくりする。そういう状況の中で、宮崎県はどれだけ生産性上げるかという中で、もうちょっと大きい枠組みでもいいと。私は、今、土地なんかを取り組んでいるけれども、もうちょっとそういうトータル的な横断的な問題というのがあると思うんです。これは枝葉の話だと思った。部長はそういうふうに説明するけど、これが新聞に出たらそういうふうには出ませんよ。この3つの重点政策という形で出る。

何やと。それにつられて我々も、あんなのを認めて何かとまた出てくる。もうちょっと宮崎県の5年先……。

それから、雇用の問題もそうです。全国の有効求人倍率1倍、宮崎だけが0.7、九州はほぼ1に近くなってきている。このままいったら宮崎は、どんどん労働者が、高校生も含めて県外にすっぱ抜かれるんじゃないか、空洞化するんじゃないかと。総合政策本部、そういうトータル的な議論というのは出ないものですかね。各課からただ上がってきたこういうやつはあるけれども、価値観の問題、とらえ方はあると思う。私はそういうふうにとらえているわけです。もうちょっと危機感を持って考えてもらいたい。

**○村社総合政策本部長** 外向けに対してこれが重点施策だというふうに出すというよりも、当初予算編成、確かに要求枠としては1.5倍の要求を認めるんですけども、ただそれは要求時点での話なんですね。中山間地域対策なりの玉として十分なものが本当に出てくるかどうか、これは最終的に予算を整理してみなければわからないわけです。ですから、最終的な予算の姿というのは、先ほど次長も言いましたように、トータルで、我々の頭の中には重点戦略というのがあります。そういったものをイメージしながら、この当初予算が最終的にまとまっていくその過程で、我々が関与しながら、整理していくということですので、これがすべてだと、これが外に出ていくということじゃなくて、これはあくまでも予算編成、予算要求上の重点施策だというふうに御理解いただきたいと思います。

**○中野委員長** そんな予算つかないと思うよ。つけようがない。森林だって国の国庫補助絡みでやっているわけで、そんなに期待できないけどね。小児科医なんて、予算をつけるといったっ

て、医者探しの旅費ぐらいじゃないか。県病院に来てもらえば給料を上げるかの話で、それから建設業の予算だって、相談窓口の予算で、実際は転業するための貸付金は別枠であるわけで、予算がついても何百万の話じゃないの、これは。予算予算と言うが、期待できるかな。あと、できるのは過疎対策。しかし、過疎対策、これまでずっと何十年やっている。これの反省点を踏まえて、もうそろそろ現実的に何をしようかというようなことをしないと、幾ら予算つけても、今までの計画づくりの予算じゃどうしようもないと思っている。

**○鳥飼委員** 委員長からいろいろお話がございましたけれども、私どもが申し上げたいのは、例えば13ページに、いろいろ課長から御説明ございましたけれども、従業上の地位別従業者数というのがあります。18年が総数が43万1,190人とありまして、下に個人業主とか、雇用者とか、ありますね。右のほうの欄の構成比を見て、雇用者だけの比率を見ると、正社員・正職員以外が32.3%、臨時雇用者が3.5%で、36%ぐらいなんです。全国平均では33~34%ということなので、1,650万ぐらいなんですけど、こんなふうにして具体的に、1軒の家には、家庭には、1人か2人は非正社員がおるといような状況というのが東京とか中央平均よりかずっと宮崎は多い。それをどうにかするのが総合政策本部じゃないのですかというようなことを言われたんじゃないかと思えますし、私もそんなふうと思うんです。そうすると、先ほど申し上げましたけれども、一定の予算、お金がないとなかなか発言権も出てこないという悩みも総合政策本部にあると思うんですけども、そこら辺も私どもの気持ちとして受けとめていただきたいということではないかと思っております。

○中野委員長 もう一つ、部長、地域の活性化というのは土地の問題が大きいんですよ。農林水産省、農政部というのは、幾ら土地が未利用地になっても、土地だけは外そうとしないわけ。みんな家を建てたいとか、そういうこともある。そういう中で都市計画法も、中心市街地が過疎化すれば、そっちに人を引き込むような計画を立てるけど、それこそ、これは農業の問題、土木の問題もある。いわゆる国土保全とか、そこ辺も抱えている。織田信長のあの楽市楽座じゃないけど、そういう大きな規制の中で宮崎県の経済が阻害されているというような部分があると思う。そういうところをやってくれれば本当に総合政策本部の価値があるかなと思うんだけど、いつか総合政策本部というのは組織そのものの議論が出てくるわね。よくわかる。各部長がそれぞれ——縦の関係が強い。私もよくわかっているけれども、あんたたちがそういうのを出す限りは言わんと……。総合政策課長がよその課長に、あれせえこれせえと命令はできんだろう。こういうのを出す以上はやっぱり言わざるを得ないようになってくる。意見だけ言わせてもらいます。

○黒木委員 秘書広報課長、たくさんまだ今でもバスツアーが来ておるようですが、かなりふえているようですが、最終的なそういうものは……。

○緒方秘書広報課長 県庁見学の数値ということでよろしゅうございますでしょうか。先週の後半で19万人を超えておまして、近々20万になるんじゃないかと思っております。その中身は、旅行等で来られた方々あるいは県内の県民の皆さん方がおいでになられているということでございまして、観光・リゾート課のほうの、いわゆる県外のツアーにつきましては、1

万1,000人を超えた状況かなというふうに把握しております。

○中野委員長 それでは、以上をもって総合政策本部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。今後の御活躍を御祈念申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時17分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺総務部長 総務部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付をいたしております「総務政策常任委員会資料」に基づき、御説明をさせていただきます。資料の表紙をめくっていただきまして、裏の目次をごらんいただきたいと存じます。今回御報告いたしますのは5点でございます。まず1点目が旅費制度の概要について、2点目が出先機関の再編について、3点目が平成19年度職員提案について、4点目が平成20年度当初予算編成方針について、最後に、不適正な事務処理により取得した備品についてでございます。

なお、報告事項のうち、不適正な事務処理により取得した備品につきましては、去る9月5日に「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」を公表したところでございますが、これを受けまして、9月12日に各部局に対しまして、財務規則及び財務会計システムに従って備品の登録をするよう、通知したところでございます。その登録処理が10月10日までに終了いたしまし



たので、その結果につきまして、御報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

**○岡村部参事兼人事課長** 人事課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、旅費制度の概要につきまして、御説明させていただきます。お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の旅費の支給対象となる旅行についてであります。出張、赴任、職員以外の者に対する実費弁償の3つがあります。

次に、2の旅費の種類についてであります。まず、交通費については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃があり、表の下の印の1にありますように、路線バスなど以外については、領収書により金額を確認の上、実費支給いたしております。次に、旅行雑費は、旅行中の通信連絡費等として、県内旅行の場合は200円、県外旅行の場合は1,100円を支給しております。次に、宿泊料についてであります。具体的には、部屋代、夕食代、翌日の朝食代等でありまして、職務の級及び宿泊地域に応じた定額となります。表の下の印の2にありますように、宿泊料については宿泊証明書により宿泊の事実を確認の上、支給しております。次に、食卓料は、船舶または航空機を利用する旅行で、船賃または航空賃以外に食費を要する場合に支給するものであり、職務の級に応じた定額となります。次に、赴任旅費は、赴任に伴う住居の移転費用であります。具体的には引っ越し代、本人や家族の交通費等であります。次に、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律を準用しております。次に、宿泊料及び食卓料の額についてであります。下の表にありますように、宿泊料につ

いては、職務の級及び宿泊地域に応じて金額が設定されており、甲地方——これは東京都の特別区、大阪市、名古屋市などがございます——に宿泊する場合は、行政職6級——これは課長級ですけれども——以上の者が1泊1万3,100円、5級以下、つまり補佐級以下の者が1泊1万900円などとなっております。また、食卓料については、行政職6級以上の者が1日につき2,600円、5級以下の者が1日につき2,200円となります。

次に、3の旅費の調整についてであります。減額調整については、(1)にありますように、正規の旅費を支給すると、不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合には、実費を超える部分の旅費を支給しないこととしております。具体例としましては、研修等で安い宿泊施設が用意されている場合などがこれに該当いたします。次に、増額調整については、(2)にありますように、特別な事情等により正規の旅費の額では旅行することが困難である場合には増額調整できることとしております。具体例としましては、会議の主催者等により宿泊施設の指定がある場合などがこれに該当いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○米原部参事兼行政経営課長** 行政経営課からは2件、御報告をいたします。

まず、出先機関の再編についてであります。委員会資料の2ページをお願いいたします。ここに再編を行う背景として、(1)から(4)まで4点挙げております。出先機関によりまして背景の違いはございますが、市町村合併の進展、道路交通網などの整備進展、行財政改革の推進、適正な事務執行の確保ということでございます。

このうち、特に(3)にございますが、県の

財政は毎年度生じる多額の収支不足に財政調整のための基金を充てて対応せざるを得ない状況にございまして、特段の対策を講じないと、この基金も2～3年で枯渇するという極めて厳しい状況にあるところでございます。このような中、改革の取り組みの一つとして、職員数の削減を進めているところでございますが、大綱2007では、知事部局等でさらに今後4年間で160名を超える純減を目標としているところでございます。このためにも、限られた人材を有効に活用できる、簡素で効率的な組織体制の整備が必要でございます。また一方で、県民サービスを維持していくためには、必要なマンパワーの確保や、関係機関相互の連携強化が求められているところでございます。また、(4)ですが、不適正な事務処理の再発防止等に向けた適正な事務執行の確保に向けた体制づくりも必要ということでございます。

こういった状況を踏まえまして、出先機関につきまして、これまで関係部局とともに検討協議を進めまして、再編案としてまとめております。各部門ごとに御説明を申し上げます。

まず、3ページの総務等の部門でございまして、対象となる機関が、県税事務所、商工労政事務所及び総務事務につきましては、関係出先機関となっております。②の再編案でございまして、県税事務所に、総合庁舎内で一元化する給与、旅費支給、賃金報酬支給等の事務、また管内全体で一元化する物品調達事務、さらに日南、都城、延岡について商工労政事務所の機能の一部を移管いたしまして、仮称ですけれども、県税総務事務所として再編したいと考えております。組織のイメージはごらんのとおりでございまして、再編時期としては、平成20年4月を予定しているところでございます。④の再編の効果と

しましては、地域における総務事務等を集約化することによりまして、適正な事務執行の確保、事務処理の効率化を図ることができると考えているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。福祉部門でございまして、対象となる機関は、県南地区にございまして北西諸県福祉事務所、都城児童相談所及び知的障害者更生相談所都城支所、それから、県北地区の東臼杵福祉事務所と延岡児童相談所及び知的障害者更生相談所延岡支所でございまして、②の再編案でございまして、県央地区におきましては、既に中央福祉相談センターという形で同様な形のものでございまして、県南及び県北地区につきましても、福祉施策の拠点となる組織として、福祉事務所、児童相談所、知的障害者更生相談所を併置する、仮称ですが、福祉こどもセンターを現在の各児童相談所に設置したいと考えております。組織イメージとしては、そこにありますとおりでございまして、再編時期は20年4月を予定しております。再編の効果としましては、こういった関係機関を併置することによりまして、複雑多様化する家庭や子供の問題への対応について一層の充実を図ることができると考えております。

5ページでございまして、農林振興局と地域農業改良普及センターの再編であります。②の再編案にあります、農業改良普及センターを農林振興局の内部組織といたしまして、センターと振興局の各部門の一層の連携強化を図りたいと考えております。なお、米印がございまして、普及指導の拠点であります農業改良普及センターは、引き続き公の施設として、また業務遂行の場所として存続することとしております。組織イメージはごらんのとおりでございまして、再編時期は20年4月を予定しております。再編

効果としましては、農政の大きな課題でございます担い手の育成確保、ブランドの確立といった課題に対しまして、効果的、効率的な農業振興施策の展開等を図ることができるというふうに考えております。

6ページをお願いいたします。土木事務所の再編についてでございます。対象は、①の3地区にあります6事務所でございます。②の再編案としましては、宮崎市内にあります宮崎、高岡の両土木事務所は、仮称でございますが、中部土木事務所として統合再編をいたしまして、現在の宮崎土木のほうに設置、日南、串間の土木事務所は、南那珂土木事務所として統合再編し、現在の日南土木のほうに設置、また西都、高鍋土木事務所につきましては、児湯土木事務所として統合再編をしまして、現在の西都土木のほうに設置するというものでございます。なお、串間土木事務所が県内では土木事務所として唯一、港湾漁港業務について担当しておりますけれども、今回の再編を機に、あわせて見直しまして、港湾事務所のほうに集約をしたいというふうに考えております。また、南那珂地区については、串間土木が行っている災害復旧関連工事への対応、児湯地区については、高鍋土木が現在行っております東九州自動車道関連のインター線整備への対応などを考慮しまして、3年間を目途に、それぞれ串間市、高鍋町に駐在所を置くこととしております。また、この駐在所につきましては、再編後の状況を検証した上で、その後については再度検討をしたいというふうに考えております。③の再編の時期でございますが、土木事務所の担う役割から、再編に向けて十分に準備期間をかけて行う必要があると考えておまして、平成22年4月を予定しているところでございます。再編の効果としま

しては、統合による人員体制の充実等によりまして、道路、河川などの土木施設の維持管理体制や、災害を含む緊急時の機動力が増強されるなど、土木事務所の体制強化を図ることができるというふうに考えております。

7ページには、参考として県の10土木事務所の各種データを表にしております。網かけをしておりますが、これはそれぞれの項目の平均値を出して、それ未満の数値について網かけをしているところでございます。

また、次の8ページは、主要な出先機関の現在の所管区域を図にしたものでございます。いずれも説明は略させていただきます。

これらの出先機関につきましては、今後、県議会や地元等の御意見をいただきながら、引き続き検討を行い、詳細を詰めていくとともに、あわせて再編に向けた準備作業も進めていきたいと考えております。

次に、平成19年度の職員提案「かえるのたまご」について御報告をいたします。9ページをお願いいたします。1の目的でございますが、この取り組みは、庁内の職員の政策アイデア等を掘り起こすとともに、県政課題に率先して挑戦する職員の意欲喚起と意識改革を図ることを目的としております。募集は7月から8月にかけて行い、政策提案が155件、事務改善報告6件の応募がございました。4の審査結果等でございますが、このうち政策提案については、独創性、実効性、費用対効果等の観点から、知事を委員長とする審査委員会で審査を行った結果、一番下に表の形にしておりますが、①農園や市場、工場など産業に関する施設を県民や観光客が気軽に見学できるようにするための提案、②県内で開催されるジョギングやマラソン大会を網羅したカレンダーやコースマップを作成し、

情報発信を行う提案、③県内の独身男女に対し、出会いの場をコーディネートする企業、店舗、各種団体等が参加するネットワークの構築等を行う提案の3件につきまして、知事賞として表彰したところでございます。なお、この3件の提案を含めまして、応募のあった提案につきましては、それぞれ関係課において検討し、今後、できる限り具体化や施策に反映させていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○和田財政課長** それでは、平成20年度の当初予算編成について御説明をさせていただきます。

お手元に別冊で本体をお配りしておりますけれども、常任委員会資料の10ページからのポイントに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、当初予算編成方針の基本方針ということで大きく3つの方針を掲げてございます。枠囲みの中に書いてございますけれども、1点目といたしまして、財政改革の着実な実行、2点目として、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進、3点目として、県民目線による見直し・県民総力戦による実行、この3つを基本方針として掲げております。

まず、1点目の財政改革の着実な実行でありますけれども、1つ目の丸に書いておりますけれども、本県の財政状況は引き続き厳しい状況でありまして、また、地方交付税の確保につきましても、予断を許さないといったような状況になっておりますことから、引き続きまして、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの着実な実行ということを最重要の課題として推進していきたいということでございます。

2点目でありますけれども、そういう厳しい

財政状況でありますけれども、措置すべきものは措置するという考え方に基きまして、本県が抱える政策課題に的確に対応するために、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略に基づく戦略のうち、先ほど総合政策本部から御説明があったかと存じますけれども、次の3点、1つ目といたしましては、中山間地域・植栽未済地対策、2つ目として、子育て・医療対策、3つ目として、建設産業対策、この3点につきましては、特に重点的に推進すべき施策として重点的措置を講じるということを予算編成方針にも掲げさせていただいております。

最後に、3点目ですけれども、事業仕分け委員会を初めといたしまして、県民ブレーン座談会あるいは県民フォーラム、県民の声、そういったさまざまな県民の意見や評価等を参考にしながら、すべての事業について県民の目線で見直し、事業を再構築してまいりたいというふうに考えております。また、事業の実施に当たりましても、ボランティア、NPOを初めとする民間との協働に積極的に取り組みまして、県民総力戦で新しい宮崎県づくりを推進するというにいたしております。この3点を基本方針として掲げたところでございます。

実際の数字の話といたしましては、2の要求限度額のところに具体的なシーリングを掲げておりますけれども、まず、枠の下の1つ目の丸の公共事業費につきましては、昨年3月に策定いたしました財政改革推進計画に基づきまして決めたシーリングどおりにしてございまして、具体的に申しますと、①にありますけれども、補助公共事業、直轄事業負担金、県単公共事業、すべてにつきまして、原則として6月補正後の予算額の95%以内、言いかえるとマイナス5%のシーリングということにいたしております。

ただ、例外を2つ設けておりました、直轄事業負担金のうち新直轄分、いわゆる東九州自動車道に係る分、③として県単公共事業のうち維持管理経費分、この2点につきましては、所要額、必要な額を措置するという事で考えております。①から③をトータルすると、おおむねマイナス3%程度になるかなというふうに考えておりました、国の予算編成の方針で示された公共事業のマイナス3%とほぼ軌を一にするという形になっております。

公共事業費以外の経費につきましてでありませうけれども、①の庁舎等維持管理基本経費につきましては、6月補正後予算額の97%以内ということで、マイナス3%のシーリングにいたしております。その次のその他の経費、いわゆる政策的な経費が多いわけでありませうけれども、これにつきましては、6月補正後の予算額の75%以内、マイナス25%のシーリングということになっております。3点目の新規・改善事業につきましては、そういった事務事業の見直しを各部にやっていただきまして、その実績を踏まえて、実績に応じて各部に配分する要求枠の中で要求をしていただくということで考えております。

今回、特に特徴的な特例措置として、④に書いておられますけれども、まず全く新しい試みといたしましては、先ほどの平成20年度重点施策に挙げました3つに基づくような形の新規・改善事業につきましては、要求枠を1.5倍に拡大するような形の要求ができるようにしているところでございます。積極的に事務事業の見直しを行っていただくという観点から、終期到来前に積極的に事業を見直して休廃止するような事業、こういったものにつきましては、インセンティブ枠と称しまして、幾つかの特典を考えており

ます。

具体的には、そこに書いておられますけれども、そういうふうに積極的な見直ししたものにつきましては、見直し額を1.5倍カウントしてあげるとか、あるいは見直し額の90%につきましては、新規・改善事業の要求枠として返す、そういった特典を与えることによって積極的に事務事業の見直しをやっていただくということを今回やっております。3つ目の積極的な歳入の確保ということでありませうけれども、ネーミングライツ等を初めいろいろな積極的な歳入確保対策につきましては、頑張ったところに頑張った分、返してあげようということで、増収見込み額の50%についてはそういった見直し額としてカウントしてあげる、そういった特例的な措置を講じているところでございます。

11ページに参りまして、歳入歳出に関する個別の事項でありませうけれども、おおむね例年と同じですので、主なポイントのみを御説明させていただきますけれども、歳入につきましては、可能な限り歳入の確保に努力いたしまして、財政の健全性を確保するために県債の発行については抑制していきたいというふうに考えております。それから、歳出の点では、特にポイントといたしましては、先ほども御説明いたしましたけれども、事業仕分け委員会を初め県民の方の意見、評価等も参考にしながら、すべての歳出を徹底して見直しを行うということを新たに掲げさせていただいております。

それ以外で今回、特に特徴的な部分といたしましては、歳出のところの一番下にありませうけれども、例の不適正な事務処理の反省に立ちまして、例えば、備品購入費を予算要求しないで需用費から振りかえて買っているとか、そういった事例もありましたので、予算要求の段階から、

真に必要なものについては需用費あるいは備品購入費等について予算要求を適正にやっていたきたいということを書くとともに、緊急な場合に迅速に対応できるよう、各部局の連絡調整課に調整事務費というものを配分することにしたしておりますけれども、そういったことを配分するということについて予算編成方針の中でもうたわせていただいたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターでございます。

委員会資料の12ページをお開きください。不適正な事務処理により取得した備品について御説明いたします。まず、1の備品調査経緯についてであります。みやざき学園における不適正な事務処理の発覚を受けまして、5月17日に、不適正な事務処理に関する庁内調査委員会が設置され、6月11日から、全庁調査及び取引事業者調査を開始したところであります。9月5日に、不適正な事務処理に関する全庁調査報告書を公表いたしまして、これを受けまして、9月12日に各部局に対し、財務規則及び財務会計システムに従って備品を登録するよう、通知いたしました。その登録処理を10月10日までに終えたところでございます。

その結果、2の備品登録でございますけれども、各部局別につきましては、13ページに掲げてございます。部局、所属、備品数、金額、ごらんのとおりになっております。その合計といたしまして、登録所属は、支場等を含めまして59所属、登録備品数が1,454品目、登録取得額が1億2,817万4,610円となったところでございます。なお、9月議会におきまして、備品数のことにつきまして、約1,200件と申し上げておりました

が、その件数より約250件ほど増加しております。その理由といたしまして、今回登録するに当たりまして、備品となる物品を品名単位に一品としていたものを、内容によりまして、一個一個、個別に登録することとしたため、登録件数が増加したことが主な要因でございます。

具体的に申し上げますと、例えば展示用パネルは一式というふうな計上をしておりましたが、その中に収納されておりますパネルの一品一品、これを登録することによりまして、一品が30件になったとか、折り畳みテーブル一式というのが、これを一脚ごとに登録するという形をとったことによって件数がふえたというような例がございます。

次の3の備品の取り扱いについてであります。

(1)の保管(使用)物品の管理にありますように、物品のすべてを通じまして、用途等に使い適切に保存または維持するとともに、使用中の物品については、その物品を使用する者が適正かつ効率的に使用しているかどうか管理し、また把握することとされております。その中で、備品について申し上げますと、(2)の帳簿への登録、記録であります。①の備品出納簿は、各品目ごとに受け入れ年月日、取得額、受け高、払い高などを記入した、いわば備品の出と入りを記録するものでございます。②の備品台帳は、一品一品ごと品名、規格、取得年月日、取得額、保管場所などを明示して記録するものでございます。次に、備品使用簿でございます。これにつきましては、例えば、特定の職員が庁舎外に持ち出して、よくある例としましては、カメラ類などでございますけれども、こういうものを持ち出して使用する場合について、使用期間、だれが使用したか、それをだれが確認したか、また返却はいつされたか、こういう

ものを記録、管理する帳簿であります。次に、  
(3)の物品の移動手続等であります。物品のより有効な活用を図るため、必要に応じて、ここにありますようにいろいろな手続がとられます。まず、分類がえ、所管がえ、編入がえ、返納、貸し付けなどを行うことになっておりますが、いずれも物品の適切な管理や効率的な使用を行うための手続でございます。また、(4)の処分にありますように、摩耗、破損、変質等が著しく、本来の利用目的に従った使用をすることができなくなった物品につきましては、廃棄の処理を行うこととしております。

備品の管理と取り扱いにつきましては、今回登録した備品を含めまして、今後とも適切に管理、維持し、目的に沿った使用を行うように指導してまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

**○後藤税務課長** 14ページをお願いいたします。不適正な事務処理により取得しました備品につきまして御説明を申し上げます。

日南県税事務所におきまして、デジタルカメラを1台、平成14年10月16日に3万7,647円で取得いたしております。この購入代金につきましては、南那珂農林振興局から支払いがなされたものであります。次の備品の台帳でございます。9月5日に備品の受け入れ及び所管がえの登録を終えております。今後、税務課といたしましても、県税事務所の適正な事務執行を推進すべく努力してまいる所存でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○中野委員長** 以上、執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はありませんか。

〔「項目が多いから上から一つずついきますか」と呼ぶ者あり〕

**○中野委員長** 今、提案がありましたけれども、説明の項目順、まず旅費制度からいきましょうか。旅費制度について質疑ありますか。

**○鳥飼委員** 旅費制度について御説明をいただいたんですが、例えば宿泊料、食卓料の定額表というのがありますけれども、課長以上と補佐以下というふうになっておりますが、金額が違うんですけれども、この区分はなぜされているのか、お聞きいたしたいと思います。

**○岡村部参事兼人事課長** 課長級以上と補佐級以下で金額が違っている理由でしょうか。旅費制度については、基本的に国の旅費法に準じて規定しております。旅費法での趣旨ということに準じているわけですけれども、宿泊料が、部屋代と夕食代と朝食代ということでございますので、役職に応じて夕食代等について必要となる経費が違うのではないかというような趣旨であらうと考えております。

**○鳥飼委員** 出張すれば、あるところに泊まりますし、宮崎でしたら、ひまわり荘とかいろいろありますけれども、東京でもいろいろあるんですが、行かれれば、部長であらうと課長であらうと職員であらうと、余り変わりはないと思っています。昔の国のそういう級別の関係での考え方をそのまま持ってきてあるんだらうと思いますが、それをそのまま写したということで、これは是正をすべき時期に来ているのではないかという気もいたしますけれども、いかがでしょうか。

**○岡村部参事兼人事課長** そのあたりについての検討はまだ特にしておりませんが、今、基本的には、交通費等は実費ということではあるんですが、ただ、宿泊料につきましては、部屋代、夕食代、朝食代について、それぞれ実費を後で取るというのは非常に煩雑な手続で、通

常、大体定額で支障がないということで、国においても定額でやっているということでございます。実態に合わせて検討すべきだということも一つはございます。今のところ、国準拠ということでやっておりますけれども、そこは研究はしてまいりたいと思います。

**○鳥飼委員** そういうことをお聞きをするのは、例えば交通費、鉄道費、運賃といろいろあるわけですけれども、旅行雑費というところが、県内旅行200円、県外旅行1,100円ということで、通信連絡費と目的地内等の交通費というように書いてあるんですけど、実質上、職員の方が出張されると、必ず赤字になるという声を聞くんです。これではカバーをされないものだから、結局、ここには事後増額調整というものもあるように書いてあるんですけども、これが機能していないんじゃないかというふうに思いますし、例えば東京に行って、地下鉄とかいろいろあるんですけども、時間の関係でタクシーで行かなくちゃならない場合もあると思うんですけども、そこらは十分に機能してないんじゃないかというふうに思うんですけども、どんなふうに考えられますか。

**○岡村部参事兼人事課長** 御指摘のように、代表的な増額が、東京等出張した場合、タクシーを利用せざるを得ない場合、これについては、タクシーの分については領収等をもとに増額調整というのは通常やっていると聞いております。

**○鳥飼委員** そうすると、出張するにしても、もう出張には行きたくないという声を聞くんです。なぜそんな声が出てくるのかというふうに思うんですけども、その辺の実情の把握はしておられませんか。

**○岡村部参事兼人事課長** 従前のというか、相当昔の旅費支給に比べれば、確かにパックとか

で行った場合とかも領収をもとに基本的に実費しか出ないというようなことで、従前に比べれば、額を言えば少なくなっていることは確かですけれども、ただ、積算としては必要額は出ているということでございますので、従前の感覚からすると相対的に厳しいというのはよくわかる話ですが、額的には実費的な弁償はできていると考えております。

**○鳥飼委員** なかなか答えにくいかもしれませんが、例えば東京出張命令が出るとするでしょう、通常でしたら、タクシーで空港に行くか、自家用車で空港に行って、あそこに1日500円とか600円で預けて、そして1泊2日で帰ってくる。ところが、あそこに行ったタクシー代はもちろん出ないわけです。車を預けたその費用も出ないわけです。それ以外にも、東京に出張してタクシーで行ってということで、必要以上の金額を出す必要はないと思うんですけども、実費支給はしていかないといけないと思いますし、出張の果たす役割も出てこないんじゃないかと思っておりますので、ここは実態に合った実費を支給するように、制度も含めて検討をお願い申し上げたいと思います。

それと、外国旅行は、国家公務員等の旅費に関する法律を適用というふうになっております。今回、県議会の海外視察についても、これが適用されてビジネスクラスということで、いろんな批判も起きたわけです。外国旅行の場合、簡単に説明をしていただけますか。これをただ単に適用してあると書いてあるんですけど、内容について。

**○岡村部参事兼人事課長** 外国旅行の旅費というのは、仕度料、例えばスーツケースとかを借りる費用、あと航空賃、宿泊料、日当というふ



うに分かれております。仕度料については、旅行期間によって、15日未満、1月未満とかによって差がございまして、例えば15日未満でしたら、上限が知事、議長の場合は5万3,900円、副知事、副議長、議員の場合は4万3,120円というような額がございまして、本県の適用としては、仕度料の定額を上限に、具体的に、利用の内容がスーツケース、コンバーターのレンタル料金及び海外旅行保険の保険料というふうに決まっているわけがございまして、それが仕度料。あと、日当がございまして、日当は、ヨーロッパとか韓国とかで違ってまいりますので、さまざまございまして、宿泊料も、ヨーロッパの場合、アジアの場合とかでもまた変わってきております。

**○鳥飼委員** 申し上げたいのは、先ほど申し上げたように、実費支給に準ずるような形でということで、今回の視察についていろいろ御批判もあったんですけど、これは旅費規程にのっとってそういう研修ということになったわけなんですけれども、そこに批判があったわけです。旅費規程がおかしいよというような御批判だったと思うんですけど、そこはただ単に国家公務員のを写せばいいという時期ではないということで、ひっくるめて検討をお願いいたしたいと思っております。

もう一つ最後に、先ほどの実費支給の関係で、例えば九州統計何とか会議とかありますね。主管課長会議、連絡調整会議とか、担当者会議というのがあるんですけど、情報交換ということでは夜間に飲食を伴った会合があるんですけど、これの取り扱いはどんなふうになっているんでしょうか。

**○岡村部参事兼人事課長** 例えば九州ブロック会議とか、職員として出ていって意見交換するというものでちゃんと位置づけられているもの

については、会議等に伴う懇親会や交流会等に参加する参加費用については、食糧費という形で措置されているというものも予算上ございまして、ただ、その場合は、先ほどありました宿泊料の夕食代相当は調整するという細かな規定がありますけれども、食糧費として支出しているものもたくさんございまして。

**○鳥飼委員** 情報交換の必要性というのは認めておられるわけですね。そうすると、いろいろ私がお聞きするところでは、食糧費がないんですよと、ほとんど職員の自腹ですよということになっていて、行っても自己負担で、結局、旅費は出ないということで、そういう実態もあるんですけど、そういう実態は余りお聞きになっておられませんか。

**○岡村部参事兼人事課長** 全体について調査というのは特にしておりません。あくまでも食糧費としての予算がなくて、急にあったとか、そういう場合は確かに予算上が対応できない場合はあるかもしれません。基本的には、九州ブロックでのそういうものについては、定例的にあるものについては、懇親会について予算化されているというものについては、食糧費として出していると思っています。

**○鳥飼委員** 実情に応じて必要な分は確保するというのをやっていかないと、県政自体が進まないと思いますので、そこはしっかりとお願いをしたいというふうに思っています。

**○中野委員長** 暫時休憩いたしまして、1時半から再開いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時31分再開

**○中野委員長** 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、まず、旅費制度の概要に

ついて。

○**外山委員** 旅費制度とちょっと離れますけれども、今回の海外調査はいろんな経緯でもって中止になりました。この経緯は十分御存じと思いますが、これに関して、その結論に対するの見解、あるいは今後、海外研修のあり方について総務部サイドの考え方があれば、どうでしょうか。中止を決めたことに対するコメントがあれば一言、あるいは今後の海外研修というもののあり方について執行部側の考え方が何かあれば。

○**渡辺総務部長** 今回の海外視察については、議会の御判断で最終的に中止ということのようでもありますので、私どもとしては事務的にはそれ以上コメントする立場にございません。

それから、県職員の海外研修につきましては、実は1年間中止というか、休止をいたしておりましたけれども、今年度から復活をいたしまして、と申しますのは、行政施策を考案する場合に、直接、現地に出向いて地域の実情なりをしっかりと目に焼きつけてくるということは、大変大事なことだと思いますし、またそれぞれ海外視察も、ただ単に海外視察に行かせるということではなくて、事前に職員から応募を募りまして、どういうテーマでどういったところを見てくるのか、研究したいのかということを実前に出させまして、それを人事のほうで審査をいたしまして、十分その必要性、効果等を見定めて海外派遣の決定をいたしているところでありますので、参考までにお伝えしておきたいと思えます。

○**中野委員長** いろいろ緊縮時代ですけれども、私はその分も気になっておりましたけど、やっぱり見たり聞いたり、見聞を広めないことには職員もあれですから、しっかり頑張ってください。

い。

○**松村副委員長** 夢とロマンの10日間のツアーということで発言があったようですがけれども、県のトップの発言ですけれども、同じように、ツアーという感覚は、トップがそうですから、職員の方もそうなのか、お聞きしたいところですが。

○**渡辺総務部長** 知事がどういったお考えあるいはイメージのもとにツアーという表現をお使いになったかどうかわかりませんが、それについて私もコメントする立場にございませんけれども、私ども行政職員の場合は、ツアーということではなくて、あくまでも行政視察、調査ということでもありますので、その点から御類推いただければと思います。

○**松村副委員長** 私も、調査、視察、研修という認識が頭にありました。おっしゃるとおりだと思います。旅費規程の中で、出張とか視察という項目だといいますが、旅行という形でうたってあるということですね。文章になると、視察、研修、出張という言葉と旅行というとらえ方が、旅行という、プライベートだろうが、観光だろうが、いろんな形で旅行という、今回もいろんな報道の中でも海外旅行と書いてあったり、いろいろされているんですけれども、誤解を招くような言葉の使い方じゃないかと思うんです。旅費制度についても、ここにたくさん、旅行という形でうたってあるんですけれども、国語辞典の中で旅行の定義がどうか私もわかりませんが、ニュアンスとしてこういう規程自体もしっかり改めるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**岡村部参事兼人事課長** 旅費法に準じた使い方をしております。私どもの普通の出張の場合も、県内旅行、県外旅行、外国に出張する場合

は外国旅行という言い方を従来からしております、確かにそれをそのままいろんな形で対外的に出していきますと、視察なり研修という目的が薄れてしまうという点はあると思いますので、規程自体については国準拠でやっているものですから、一朝一夕に変えるのは難しいかもしれませんが、私どもそういう認識を十分持って、いろいろ説明する際には誤解のないように努めてまいりたいと思います。

**○松村副委員長** 県民の皆さんにわかりやすい、誤解を招かない、私も今回そういう点でインフォームド・コンセントといいますか、事前説明が足りないという形で理解をしていましたけれども、同じようなことが、本当の目的でしっかり予備調査されて行かれる研修も足元をすくわれる。誤解を招く。これでは本当に県民のために働いていらっしゃる職員の皆さんたちもバッティングを受ける可能性もありますし、そのあたりをしっかりとした規程の中でぜひ、私たちも含めてでしょうけれども、されるべきだと思います。準ずるということは、決してそっくりまねをしなくていいということだと思いますので、そのあたりを十分御配慮していただくといいかなと思います。

**○黒木委員** 知事が先般日向に来たときもそうですが、何回か聞いたんですが、話をする中に、あいさつの中にいろんなことが出てくるんです。「海外旅行」と出てくるんです。私、「海外視察でしょうが」と知事にさっと言った。言い直すんです。それが笑いになるんです。県民をそういうことで笑わせるんです。失礼なことだと、私はそれにはがっかりしました。職員の皆さんも、そこあたりの規程を知事に申し上げるときに、そういうことはきちっとしてほしいなと。知事はそういうことが出てしまうんですね。軽

く出てしまう。「旅行」と書いていけば、県民をそういうふうに巻き込んでしまう可能性がある。我々議会もちゃんと視察研修ですけれども、職員の皆さんも視察研修に出るわけですから、知事にレクするときにもそういうことはきちっとしてほしいなというふうに要望しておきます。

**○鳥飼委員** 財政課長にお尋ねしますが、2月の当初予算と6月の補正予算の中に上がっていたかどうかわかりませんが、当初にはもちろん上がっていたんですが、この査定の状況について御説明をいただきたいと思います。海外視察の1,000万、どのような判断のもとに査定をされて知事の決裁がおりたのか、御説明をお願いします。

**○和田財政課長** 海外視察旅費の査定でありますけれども、今、議会の議員さんの定数が45人ということでありますので、できるだけなだらかになるということで、4年で割っておおむね11人程度の1,100万円程度を毎年度措置させていただいております。選挙の前の年につきましては、それまで行ってない方全員の分掛ける100万円の予算、昨年度につきましては、たしか23人ぐらいまだ行かれていませんでしたので、昨年度は2,300万の予算計上ということで、議会のほうで4年間トータルで100万円使えるという前提に立ちまして、その分について平準化をとりながら、予算としては措置をしているという状況でございます。

**○鳥飼委員** 新聞報道にいろいろ出て、今も副委員長などから「夢とロマンの」というようなやゆをした御発言をされておられるということですが、予算の提案をされたのは知事ですけれども、そこでそういうふうな批判をされるのは、嗅覚の問題だとかいうふうなこともおっしゃっていたように書いてございませ

たけれども、そこは我々としてはどうすればいいのか。財政課長が予算の取りまとめ役ですから、そこで査定をし決定をするといいますか、そして議会で決定をするわけですけれども、そういうふうにしておっしゃられると、予算の提案者が予算を否定するというのではないかと、いうふうに私ども受け取るんですけれども、それはどんなふう感じておられますか。

**○和田財政課長** 知事がどういう御趣旨でツアー一等の発言をされたか、我々としても部長と同じくコメントしづらいわけでありまして、基本的に、議会の予算につきましては、議会事務局におきまして、それぞれ毎年度の予算を要求していただきまして、それに基づいて財政課として予算を措置しているということでございます。特に議会の県外視察、海外視察につきましても、そういう要望が上がってきまして、それに基づいて査定をした結果、そういう措置が行われているというところでございます。

**○鳥飼委員** 発言は慎重にということ、財政課長ももちろんですけれども、総務部長もしっかりと知事に言わないといけないと思っているんです。預けの問題のときも申し上げましたけれども、1月に、知事は「裏金はないですか」というふうに言われたんですが、そして、やむにやまれず、4月に当該のところが主管課に相談に来た事実があるわけですけれども、しかし、その3カ月間というのは県としての組織の体をなしてなかったと私は思っているんです。そういうのが知事の意向としてあるのならば、なぜそういう事実の調査をしないのか。そして、耐えかねて、ひょっとしたら自殺する人も出てくるかもしれんというような状況になって、そういうことで公になってきたというふうなこともございました。もうこのことを繰り返すつもり

はございませんけれども、やはりそこは、言うべきことはちゃんと言っていたかないと、困ると思っているんです。ぜひそこはお願いしたいと思えますし、議員の視察についても、45名おるから45人ということで事務局が上げたということですが、最初から、2週間とか長いわけですから、行かない人も大体決まっているんです。ですから、その上げ方についても、機械的に上げるんじゃないかと、もうちょっと議論をして上げるとか、そういうやり方もあるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、一番申し上げたいのは、今、総務部長がおっしゃられましたけれども、職員も実際見ないとわからないんです。これは体感をするといいですか、本当にその重要性というものを県民の皆さん方にも理解していただかなくちゃならない。職員が行くということについて、マスコミの皆さん方にも理解していただかなくてはならない。そうしないと、宮崎県は物すごくおくれると思っているんです。それでなくてもおくれつつあるし、また後で御質問しますけれども、そういう点もあるということですから、ぜひ、知事の近くにおられるわけですから、どんどん言っていたかないと、機嫌が悪いときがあっても、言っていたかないと困るというふうに私は思っています。きのう、照葉樹林マラソンに出られて、お見かけをいたしましたけれども、途中でリタイアされたということですが、それは非常に大事なことだと思いますので、しっかりと知事をサポートしていただきたいということをお願いしておきます。

**○中村委員** 予算措置の話が出ましたが、今、幹事長会議をやってきましたけれども、最低限どこ辺までで予算措置をしておかなければ組み入れないか、リミットはどの辺になりますか。

予算措置するのに、予算をお願いするのに、何月のどの辺までならば予算措置できるかできないか。

○和田財政課長 実務的に、2月の当初予算に上げる場合にどこまでの段階で決定をしないと難しいかという御趣旨と解しまして、それにつきましては、現実には今月末に予算の要求をいただきますので、その時点で本来要求していただくんですが、実際ぎりぎり実務ベースがどこまで間に合うかといいますと、1月の下旬には予算書の印刷、校正に入りますので、そこから逆算すれば、年内ぐらいには事務作業から言えばいただけるとありがたいなというふうには考えているところです。

○中野委員長 それでは、旅費制度の概要についてはよろしいですね。

2番目の出先機関の再編について意見がありましたらどうぞ。

○鳥飼委員 出先機関の再編についてということでいろいろ御説明をいただきました。何点か個別적으로お聞きをしたいと思いますけれども、県税事務所に県税総務事務所ということで商工労政事務所と一緒にするというようなことでございますけれども、今、商工労政事務所が果たしている機能というのはどういうものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○米原部参事兼行政経営課長 商工労政事務所は、まず、大きく2つございまして、各種の相談を受ける業務、内容としては、中小企業からの金融とか経営相談あたり、それから労働相談とか雇用相談みたいなものもこの事務所のほうでやっています。逆に、出かけていくという内容からいきますと、誘致企業を訪問したり、あるいは地域の経済状況を把握するということで、地域の中核となっている企業あたりのいろんな

景況あたりのことをお尋ねをする、そういったもの、それから、あと一つは、商工会、商工会議所あたりの監査あたりも本庁と一緒に入ったり、貸金業の立入調査も本庁と一緒にやったり、そういったところを担っております。ただ、県中央地区については事務所がございませんので、こういった業務はすべて本庁が直接やっているという状況にあります。

○鳥飼委員 商工労政事務所は、重要な役割があるというふうに思っております。今言われたように、金融相談、経営相談とかいうのがございますし、また労働相談というのものもあるわけなんです。県税事務所に統合ということになると、その辺の相談が十分やれなくなるんじゃないかという心配もしておりますし、とりわけ労働相談、先ほど統計調査課から事業所・企業統計調査というのを御説明いただいたんですけれども、宮崎県の非正規の雇用者が、13年と18年、比較をしますと、かなりふえてきているというものが出ております。雇用者の中で、非正規の方々が32.3%です。臨時雇用者が3.5%で、臨時も入れると36%ぐらいになるんです。全国平均が、33%が非正規になってきているという状況の中で、人員としても1,600万人を越すという状況になってきているんです。そういう意味では、宮崎はまだその上をいっているという状況の中なんです。

そういうことを考えますと、例えば労働相談、先ほど申し上げましたけれども、中央地区を本庁でやっておられるということで、実態的に考えると、そういう相談ができる状況なのかどうかということなんです。企業の方でしたら、確かにそういう実績がありますから、県庁の建物の中にも入りやすい、入ってこられると思いますけれども、一般の労働者が県庁の本庁の商

工観光労働部の、あの東別館の3階か4階に行かれて、実はこうやって首切りの話があって困っているんですという相談が果たして受けられるんだろうかと、私は前から思っているんです。せめてそういう意味では、商工労政事務所が総合庁舎の中に、少ない人数なんですけれども、置いてあったと。そこでいろんな相談を受ける。これも極めて不十分だと私は思っているんですよ。労働組合だけが労働相談を受ければいいのか、労働局が受ければいいのかということじゃなくて、県民がそういう状況に置かれているという意味では、商工労政事務所は大事な役割だと思っ

ていますけれども、今回統合されると、その辺の機能が果たしてどうなんだろうかと、非常に心配をしているんですけれども、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

**○米原部参事兼行政経営課長** おっしゃるとおりだと思っております。今回、統合といいますか、商工労政事務所の一部機能は、3ページの組織のイメージにございますが、総務等部門という形の中で引き継ぐことにしております、現場に必要な相談窓口業務等は、引き続き、この新しい県税総務事務所のほうでやっていく。ただ、先ほどちょっと申し上げましたが、監査とかあるいは各種調査、こういったところについては本庁のほうで処理をするということで商工のほうでは考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 出先機関の再編の中で、行政改革大綱で17年度4,231人を23年度3,900幾らにするんですけれども、結局、そういう場が実質なくなっていくんです。形はありますよ、いつでも来てくださいと言いながら、なかなか入りづらいとか、どうぞ来てくださいというふうな宣伝をするわけでもないわけですから、本来の機能が損なわれないように、ここはお願いをし

ておきたいと思えます。

福祉の4ページですけれども、福祉のところ

で北西諸県福祉事務所と児童相談所、更生相談所都城支所を南部福祉にということで、東臼杵等、書いてありますけれども、新しいイメージがこういうふうに書いてございますが、生活保護業務というのが市町村合併に伴って減少してきたというのが大きな理由ではあると思うんですけれども、結局、残っていった事務というのは、どのようなふうな事務が残ることになるのでしょうか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 今のは福祉事務所のほうですか。福祉事務所のほうは、組織イメージにございますが、生活保護関係が中心で、あと一つ、福祉施設等の指導監査業務がかなり大きなウエートを占めてきているような状況にございます。

**○鳥飼委員** 介護保険はないんですか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 介護保険関係の福祉系の施設への指導、こういったものが含まれております。

**○鳥飼委員** そうなりますと、確かに、合併で生活保護業務が各市に移行するというのがあるだろうというふうに思いますけれども、今申し上げたように、介護保険の業務もかなり大きなウエートを占めているんです。その際に、保健所と連携をする、保健所の中に入っていくというようなことは検討されなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○米原部参事兼行政経営課長** 以前から確かに保健所との連携、福祉事務所についてはあるんですが、このあたりにつきましては、今後の検討課題なのかなというようなことで考えております。実際に事務所を一緒にするとか、そういったところまで検討した経緯はございません。

○鳥飼委員 確かに市町村合併で事務が縮小するという事ですから、非常に少ないところで生活保護業務をやっていくということになってくると、非常に業務を進める上でも困難があるんです。相談もできないし、いろんなケースの検討もできないしということなんです。そうなりますと、例えば東臼杵管内というのは、生活保護業務はどこが残ってくることになるんですか。

○米原部参事兼行政経営課長 東臼杵管内は合併が進んでおりますので、生活保護については、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、この2町2村になります。

○鳥飼委員 北諸のほうも。

○米原部参事兼行政経営課長 北諸のほうは、野尻、高原、三股、3町になります。

○鳥飼委員 そうなりますと、先ほど申し上げたように、生活保護の場合は件数が少なくなると、いろんなケース会議なり、そういうものも難しいところも出てきますし、例えば市に業務委託をするということも一つの選択肢としてはあるのではないかとこのように思うんですけども、そういうことを検討されたことはないですか。

○米原部参事兼行政経営課長 今のところそこまで検討したことはございません。山口県に、合併等で県の福祉事務所がその町に行くのに遠くなる、間に市が挟んでいるということで、その市のほうに委託している事例というのは福祉のほうから聞いたことはございますが、今のところそこまでの検討はしてありません。

○鳥飼委員 一番考えますのは、確かに県民サービス、生活保護業務のサービスをするときに、少ないところではなかなかいろんな具体的な議論ができないというところもありますから、そ

こら辺も今後の検討課題かなというふうに思っておりますし、保健所との連携についても、介護保険、技術屋さんが多いからなかなか難しいのかなとは思いますが、一方は事務屋ですから、しかし、それも福祉と保健の連携ということで重要な選択肢ではないかなというふうに思ったりいたします。先ほど業務委託のことを申しあげましたのは、例えば北部福祉こどもセンターと書いてありますけれども、児童相談所として建設をしてきたものにそういう事務所が入ってくるわけですから、スペースが狭隘になるということもあると思うんですね。そこらはどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○米原部参事兼行政経営課長 児童相談所を建設するときには、ある程度こういった可能性も考えてあったというふうには聞いております。確かにおっしゃるように、スペース的には狭くはなりますけれども、業務をやる上でのスペース、相談室とか、そういったところをどうこうするという予定はないというふうに福祉保健部からは聞いております。

○鳥飼委員 建設されるときにそういうことも想定をしておいたという話は私ども聞いておりませんが、東臼杵でしたら、延岡児相でしたら、入って左側の会議室をつぶすしかないなというふうに思っているんですけど、そういう意味では、しっかりしたスペースを確保してもらいたい。福祉に任せるんじゃなくて、行政経営課職員の減とか、そういうものやっていくとするなら、リーダーシップをとってやっていくとするならば、そういうスペース問題も含めて、十分かかわっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

○河野委員 先ほど鳥飼委員もおっしゃいましたが、3ページの商工労政事務所の統合という

ことで、具体的なイメージで、延岡はジョブサポートのサテライトがあると思うんですが、この業務は統合されても引き継がれるのかということだけ確認します。

○米原部参事兼行政経営課長　そこまでは伺っておりません。

○松村副委員長　土木事務所の再編の西都・高鍋の件ですけれども、また知事の発言になって申しわけないんですけれども、仲が悪い西都・児湯の問題で、高鍋は人口が多いし、西都は河川、道路が多い、どっちもどっちだと、土木事務所議論はそっちに置いてびっくりしたという発言等もありました。西都・高鍋は感情論だという御発言だったんですけれども、知事に対する土木事務所の説明に関しては、そういうニュアンスで執行部としてお話をされているんですか。

○米原部参事兼行政経営課長　そういったニュアンスで説明したことは全くございません。

○松村副委員長　8月中には、西都と高鍋もそれぞれ地域からの要望という形で県庁に訪問もあったと思うんです。あわせて9月21日か22日かですけれども、常任委員会の前あたりだと思うんですが、このときも児湯郡5町の皆さん、町長さんとかお見えになったと思うんですけれども、そのとき、知事自体の発言は、「再度検討してみます」という御発言を、お会いしたとき、されているんです。その前に、総務部として提案されようとしていた、提案というか、御報告は委員会としては受けてなかったんですけれども、委員会として出そうとされていた案と今回の案とは違いが出てきたんですか。

○米原部参事兼行政経営課長　前回といいますか、9月、確かに検討過程の案にはなりますけれども、その予定した考え方もございまして、

そのときと今回の考え方で一番大きなのは、再編の実施時期について、22年4月からというところが一番大きなところであるというふうに思っています。これにつきましては、今、副委員長からおっしゃいましたように、各関係する地元からのいろんな御要望の中で、土木事務所に対する期待、統合されることへの不安、こういったものが非常に出ておりまして、十分時間をかけて実際の統合再編はやっていくべきだということも考え方としてございまして、こういった形で22年の4月から実施をしたいということで案をまとめたところでございます。

○松村副委員長　今回初めて正式に提案、報告された案でございますので、先ほども「今後とも意見を聞きながら検討してまいります」という御発言もあったので、それで間違いはないですね。

○米原部参事兼行政経営課長　知事も、陳情を受けたときに、十分意見交換したいということをおっしゃっておりまして、私どももその指示を受けておりますので、今回の案をもとに、いろんな県議会での御意見、あるいは地元からの御要望、御意見、こういったものを踏まえて、十分にこれからも検討していきたいというふうに考えております。

○松村副委員長　細かくなつてすみません。今、それぞれの土木事務所等で、人員配置とか、あるいはその中で事業をやっていらっしゃるわけですけれども、新たな編成の中で、本当に住民サービス、県民サービスができる人員配置として動くのか。ただ場所だけ、部門だけするということじゃなくて、そこに裏づける人員配置等も含めて、これだけのことができるから、これだけの事務所の再編ができますよという裏づけるような説明がちょっと足りないと思うんです。ただ、



2つを1つにしますよとかいうだけでは、我々も県民から選ばれていますが、県民の皆さんに本当に大丈夫ですよという納得をさせることができないし、今の段階では、ただ2つを1つにしますよという案だと思うんです。その裏づけ的なことをもう少し説明提示を次回でもしてほしいんですけども、例えば西都土木事務所でもいいです。高鍋土木事務所でもいいですけども、私も近いからちょっと行くんですけども、忙しくて大変だと言われている方もいらっしゃると思います。向こうと一緒にカバーするのにどれだけの人員配置ができるのかということがないと、本当に職員の皆さんが大変だということですから、今度は県民の皆さんにサービスができるのかなというところが不安になるということが一つ。それと、現在でも、高鍋土木事務所あたりでも病気で休んでいらっしゃる方とか、多少持病を持っていらっしゃる方とかいらっしゃるみたいです。そういう中でも精いっぱいやっていたらいいんですけども、そういうところも配慮して、統廃合ができるのか、机の上だけでやってもらったら困るなというところが私の意見です。その辺の調査というか、そういうところまでやっていたらいいですかね。

**○米原部参事兼行政経営課長** 資料で7ページに各土木事務所の各種指標比較がございます。これはそれぞれの指標を単純に比較をしたところでございますが、先ほどからお話がありますが、これまでも県として、厳しい財政状況の中で職員の削減をやってきております。その進め方として、事務事業の見直しとか、仕事の進め方をいろいろ工夫したりとか、組織自体をいじったりとかしてきているわけで、今回の統合再編についても、それぞれ事務所としている工夫をしながら、スリム化はしてきてい

るわけですが、これより先にもまだ職員の削減を進めなきゃいけない中で、事務所を統合再編することによって、それぞれスリム化した部分を再編することによって、一定以上のマンパワーを確保するという形で、全体として圏域は広がりますが、圏域の中の維持管理だとか、緊急時の対応とかをしっかりとやっていくという考え方でやっているものでございますので、具体的にこの結果、数字がどうなるかということろは、これからの検討にはなりますけれども、少なくとも統合再編することによって一定のマンパワーは確保できるというような考え方には立っております。

**○松村副委員長** 今回の決定する上での説明をいただいたんですけども、管轄する県道の長さとか、18年度の事業量、それぞれの事務所からの距離という形で管理課のほうからは御説明いただいたんですけども、それだけなんですか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 土木事務所の役割というのが県土の整備等になりますので、土木事務所の役割から考えれば、管理している土木施設、今おっしゃったような県道も含めた道路、河川の管理施設、こういったもののボリュームがどちらの事務所の管轄内に多くあるかというのはやはり一つ大きなポイントだろうと思っています。それとまた、緊急時も含めて、通常の維持管理も含めて、いずれの事務所のほうがよりそういった土木施設に対して機動的にいけるか、対応できるか、こういった観点になるかと思っておりますので、そういったことを中心に新しい統合再編後の事務所は置いていきたいというふうに考えています。

**○松村副委員長** 最初の素案は、県土整備部から出てきた素案に対して総務部から直接今出さ

れてきたということですね。

○米原部参事兼行政経営課長 それはどういう……。

○松村副委員長 総務部のほうで、出先機関再編、行政改革の中心ですから、いろんな案が出て、各部とか課から出てきたやつをそれぞれどちらが県民のためによいかということたたいて、一つの案として出してくるんだと思いますけれども。

○米原部参事兼行政経営課長 基本的には、業務を十分周知している、あるいは現場を熟知している担当部のほうで検討いたしまして、そしてその案について、また総務部と協議をして、県としての案という形でお示しをさせていただきます。

○松村副委員長 細かいことなんですけれども、行革の中では地域の再編とかいろいろあると思うんです。市町村合併を考えてとか、踏まえてとか、既にしたところを踏まえるのか、それとも今後合併を予測されることを踏まえるのか、それとも一つは、部局横断的な仕事のやり方というのがありますね。出先機関というのは、本庁でできないことを、住民に一番近いところをやりましょうというところですので、そこには農業土木があつたり、通常の道路事業の土木があつたり、安全とか、そういうところもあるでしょうし、もちろん教育や、いろいろあるわけですけども、そのことがそれぞれの地域でどういう役割をなしてくるかということも十分配慮した行政改革の中での位置づけだと私は思うんです。今お話の中で出るのは、土木という感覚でしかなかったんですけども、そういう感覚だったら、最初に述べた部局横断的なとか、そういう本当の行革というんですか、縦的なじゃなくて、もっと地域でほかが連携していけるよ

うな、集約する、効率的な地方行政ということにはなっていないんじゃないかと思うんです。ちょっとお聞きしたいんですけども、今度の審議の中で、市町村合併支援室とかはこの中でお話はされましたか。

○米原部参事兼行政経営課長 この件については合併支援室と話をしたことはございません。ただ、合併のいろんな動きとかいう情報はいただいております。

○松村副委員長 以前は地方課ってありましたね。地方の運営というか、そちらとの話と、今の市町村課、そういうところとの将来的な地域とのバランスのとり方とか、まちづくりに対する出先機関との話とか、そういうことはされましたか。

○米原部参事兼行政経営課長 特にしておりません。ただ、合併をした結果でどうなのか、あるいは今後の合併の動向をどう見るのかというようなことはございましたけれども、基本的には合併後の、例えば先ほどの福祉事務所、生活保護のケースが市に移ることによって減っていくとか、こういった対応はしていくことにはなろうかと思っています。あと、合併の動向で土木事務所がどうなのかというお話もあろうかと思うんですが、昨年3月に市町村合併支援室が合併推進構想をつくってございまして、将来の望ましい市町村の組み合わせという形でやっておりますけれども、今回の土木事務所の3地区の統合再編は、基本的には、そのエリアと同一の中で検討をしているものでございまして、そのあたりの矛盾はないんじゃないかと。広域的に将来望ましい市町村の組み合わせという形の圏域と同一の圏域で統合再編を考えておりますので、矛盾はないんじゃないかと考えております。

○松村副委員長 私は、矛盾はあると思うんですけども、これは県土整備部のほうになるからいいのかわかりませんが、だめなときにはお答えはいいですけど、道路の延長と事務所からの距離と事業量というお話でしたけれども、例えば道路延長に対しても国道とかの按分がないんです。国道にしたって、例えば景観とかそういう形では県が管理しているところでもあります。それは外れていたり、あるいは事業量の中でも、例えば西都・児湯の中では、西都が管轄するところの西米良の部分に関しては既に西米良が担当している地域というのはあって、それがそのまま動いているわけで、本所が活動する事業量との差とか、そういうのもうたっていないんです。もうちょっときめ細かく、本当に地域にとってどちらがということをもう一度しっかり諮ってほしいと思うんです。何か以前から決まっていたんじゃないかという人もいたり、荒っぽいという感じがするんです。

それと、出先機関である高鍋土木事務所あるいは西都土木事務所、あるいはそれを総括する事務所内で児湯農林振興局という一つの新しい出先、それぞれ連携してやっているのかもしれませんが、そこがあるわけですけども、住民サービスを考えると、ワンストップでいろんなサービスが受けられる、それを集約していくというのが今から大事なときに、土木事業の中にはいろいろありますね。建築確認もあれば、農地からの問題もあれば、いろんな形が出てくると思いますが、そういう形をどう今後進めていくか、県の事務事業をどうやってそちらの新しい自治体に移していくか、新しい市町村のグループとどうやってコミュニケーションしていくかという、そういう形が見えてこない、将来の宮崎県の行財政改革の中での出先機

関という位置づけはないんじゃないかと思うんです。荒っぽいじゃなくて、もうちょっと細かなところを決定した理由ということでやってほしいと思うんです。出先機関との協議は何回かされているんですか。

○米原部参事兼行政経営課長 先ほども申し上げましたけれども、出先機関と私どもが直接やるんじゃないで、関係部の主管部のほうでまず検討をやって、私どもと協議をするということで、私どもが出先機関と直接やりとりをするというのは基本的にはないというふうに考えております。

先ほど副委員長がおっしゃられた中で、ワンストップ化とかいうやり方の一つに、総合事務所というやり方がございます。宮崎県の場合もそれはどうなのかということになろうかと思うんですが、総合事務所をやっていく上で一番ポイントとなるのが、各行政分野の総合調整機能が強化できるというメリット、おっしゃった窓口の一本化といったメリット等があるんですが、一方でデメリットとして、組織規模が大きくなるということで、意思決定のおくれといったデメリットも出ております。あと、総合事務所のトップと本庁の指揮命令系統が二重行政化するようなおそれも他県ではあるというふうに聞いております。宮崎県の場合は当面、この総合事務所については今後とも検討すべき事項であると思っているんですが、例えば土木事務所は西臼杵支庁を除いて10、福祉事務所は4ございまして、総合事務所化するときに、総合事務所の中のパーツに非常に差がある。例えばある総合事務所の管轄は、福祉事務所は隣がやっているとか、そういったことも課題としてありまして、当面、見送ってはいるんですが、将来的にはそういう形で検討すべき課題だと。では、やらな

いけれども、宮崎県として何をやるかという中で、各分野ごとのいろんな課題とか、いろんな連携することによって機能が強化できるものはないのか、あるいはそれぞれの事務所がスリム化することでマンパワーを確保するために統合再編したらいいんじゃないか、こういった個別個別の分野ごとに検討してきて、取りまとめたのが今回のような姿ということで、おっしゃった方向にはなっておりませんが、私どもとしてはそういう考え方をしたということです。

他の事務所との連携をどうするかということなんですが、特に土木事務所の場合、農林振興局との連携とかあるんですけども、例えば河川改修をやる時に圃場整備を一緒にやるとか、交差点協議をやるとか、そういうのもあるんですが、現実にはしっかり両事務所が場所はともかく連携をしていくことで、そういった課題はクリアできるんじゃないかということで考えているところでございます。

もう一点おっしゃられた住民サービスということで、土木事務所の例えば建築確認だとか、道路の占有許可だとか、こういった問題は当然残ってくると思っておりますので、そういった点についてはまた地元の御要望等を踏まえながら、県土整備部と一緒に、そのあたりをサービスにできるだけ支障がないような形で対応できないかというのは引き続き検討していきたい、そういうふうに思っております。

**○松村副委員長** 例えば公共事業3部門の一元化とか今後考えられるということになって、公営住宅についても県営住宅と市町村の公営住宅どうするのかとか、そういうことも踏まえて考えていかないと、3年後に実施しますとやって実施したころには、既にもうニーズというか、本当にやらないといけないところから取り残さ

れるということがあります。もうちょっとトータルで考えていかないと、1つの事業を2つあわせていくということには、さっきのいろんなことも含めてですけれども、時間をかけるんですしたら、もうちょっと先を見越したほうがいいんじゃないかと思えますね。特に今のは私の意見ですからいいですけど、一応以上です。

**○星原委員** 1点だけ教えてください。総務部門、福祉部門、農政部門、県土整備部門ということで統廃合をやっていく中で、人員の増減という意味ではどれぐらいが想定されているんですか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 行政需要の増減等もありますので、これだけを抜き出してというのは難しいんですが、例えば総務部門の中で申し上げますと、総務事務の一元化についてはほとんどイーブンかなと思っています。ただ、今回の不適切な事務処理の再発防止というところは、管内の単独の事務所の物品調達業務を一本化するものですが、ところが各事務所といいますと、1人当たり例えば0.2人分の業務量だったとかいう形でございますので、集約化することでその分の人員を動かしてということができまないので、そういった部分で人員の増を逆に必要とするものもあると思います。ただ、これは県として適正な事務執行という大きなテーマに向かった体制づくりでございますので、そういった面もあると。福祉部門等もほぼイーブンかなと思っております。農政については、例えば普及部門を同じ事務所の中に入れますので、内部管理的な部分で若干の職員の減、それから土木事務所の再編につきますと、例えば所長さんだとか、道路課長さんだとか、同じようなポストのところは1人で済むわけですから、そういった形の減があるということで、ぴたっとし

た数字はそういうことで出せないんですが、30～40人程度には最終的には減という形はできるんじゃないかと思っています。ただ、それが統合時に一遍にやれるのか、少しずつ見直しながらやれるのかというところはまた時間をかけて検討していきたいと思っています。

**○鳥飼委員** 追加で教えていただきたいと思うんですが、7ページに土木事務所各種指標比較というのがございますが、面積とか、人口とか、いろいろございますし、建築確認、例えば宮崎でしたら、高鍋とかけ持ちをしている建築主事の方もおられます。職員数がそれぞれ書いてありますが、河川パトロール監視員とか、道路の監視員とか、それぞれ非常勤の方、かなりおられると思うんですけれども、人数がわかったら教えていただけませんか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 非常勤職員の方のデータ、手元に持っておりません。

**○鳥飼委員** 例えば宮崎土木事務所66人となっておりますけれども、恐らく30名近くはおられるだろうと、推測ですけれども、かなりの方が総合庁舎の5階におられるんですね。そうすると、高岡土木事務所が何人かわかりませんが、合わせますとかなりの数に、職員だけで99名ですから100人、そして非常勤の、先ほど申し上げたパトロール員の方とか、用地の登記嘱託員の方とか、かなりの方がおられて、結果的に土木事務所の業務が遂行されているということになるんですけれども、そこら辺も大きな課題であると思っています。行政経営課でもちゃんとした把握を、当然出るものと思って準備しておいていただきたい。今後、要請をしておきたいと思いますし、例えば宮崎と高岡が一緒になって、中部土木事務所になったときに、果たして余り大きくなり過ぎるんじゃないかと私は

心配しているんです。10年ぐらい前からなんですけれども、私個人は、川を挟んで南部土木、北部土木というような分け方、その際にはもちろん高岡も入ってくるわけですから、そういう分け方をしないと、余りにも大きくなり過ぎて、機能がなかなか果たせないんじゃないかということをお心配しているんですけれども、そういう議論をされたことはございませんか。

**○米原部参事兼行政経営課長** 警察署のような形なのかなと思いますが、そういった検討はしておりません。先ほどスペースのお話でしたが、スペースについては、スペースを担当する課のほうとも十分協議しながら進めていくということで考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 検討されたことがないということですが、これは検討しておくべきだったのではないかと思うんです。確かに行政改革は、人員を減らすという大命題があるということでの議論が進んでいるわけですから、県民サービスが低下をしないような形のものでないといけないと思うんです。かなり困難性はあるにしても、そういう方策というのは、それぞれの職員の中でも出ておったわけですから、全く議論をされていないというのは、私はちょっと腑に落ちないんですけれども。

**○米原部参事兼行政経営課長** 少なくとも県土整備部のほうからそういうお話があった経緯はございません。

**○中野委員長** 私も要望しておきますけれども、出先機関の再編については、基本的にはいろいろ立場で考え方があります。ここに再編の背景に1、2、3、書いてありますけれども、要は、3番目の行政改革が主な理由だろうと私は思うわけですから、そういう中で、ある程度仕方がないかなというからには、例えば高岡土木事務所が

再編されるためには、住民サービスは低下しないという前提で、例えば宮崎になった場合はどれぐらいの経費削減が出てくるか、それで住民サービスは仕方がないのかなという発想になるわけです。例えば私が今考えるに、みんな今の職員が100%仕事量があるというのだったら、所長と課長だけが要らなくなるだけかなと思ったりするわけです。別館に県税事務所も拡張になる。土木事務所もなる。それじゃ、別途また建物を構えないといけないのか、そういう経費を入れたらどうなるか、最初合併した後はこうなりますというところまで、後、しっかり詰めていただいて、そして議論をしないと、ただ経費削減というだけじゃ、メニューが見えないと、なかなかいいとか悪いとかいう判断ができないわけです。そういうことで、鳥飼委員と松村副委員長も言いましたけれども、最終的には数値でどういう形になって、しっかり業務内容も住民サービスが落ちないという前提で——若干落ちるけれども、それだけ経費が出れば仕方がないということになるのかなと思いますけれども、ただ再編再編で中身は詰まっていない、後の形は見えないじゃ、どうしようもない、議論のしようもないと思います。しっかりそこら辺も含めて再度計画を練ってもらいたいと思います。来年4月からのところもありますから、そういう議論をしないと、ただ再編というだけじゃ、しっかり数字が出るはずですから、そこ辺を含めて再検討をお願いしますということでよろしいですか。ここで議論しても結論が出ないと思いますから、よろしく。

次、平成19年度職員提案について、何か意見ありますか。

○川添委員 知事賞受賞が3件ということで、すばらしい提案がなされて、ぜひまた実現に向

けてやっていただきたいと思うんですが、応募状況を見ますと、政策提言が155件で、事務改善報告が6件となっています。政策提言がしやすいとか、いろんなアイデアが浮かびやすいということもあるんでしょうけれども、これはこれで非常にすばらしいわけですが、事務改善が6件というのはちょっと寂しいのかなと。

さっきの行財政改革の話題と関連しますけれども、いろんな人員削減を進めていく中で、出先の統廃合を行っているわけですね。総人件費の抑制を行うと。次に、本庁の各部の人員構成について見直しを行っていくべきじゃないかと。その中で、ただ減らせ減らせでは、全く職員の人たちを圧迫するだけですので、事業の見直しも行ってありますが、一方で、事務の見直しもやはり行っていかなければいけないんじゃないかと。総務事務センターが立ち上がりましてけれども、こういったところをしっかりと活用して、今まで旧来型の事務の流れを、ITの進展で新しい形で事務をどうやって見直し、簡素化し、効率化し、また発展させていくかということの、これは職員の人たちからの事務の改善の報告が大事じゃないかと考えますので、そういったところも100件ぐらい事務改善が出るぐらいの……。そして、募集がことしの7月から8月の1カ月間だけということなんですけれども、できれば常時というか、毎年、上期下期ぐらいで常時募集して、常時採用して、表彰していくというぐらいの職員やる気喚起というか、またアイデアをどんどん実際の実務に採用して結びつけていくというぐらいの活用があつていいのではないかというふうに考えます。その点について。

○米原部参事兼行政経営課長 1点目でございますが、今回の「かえるのたまご」は、大きく

2つありまして、私の説明が不足していたんですが、事務改善のほうは、実際に各職場等であるいは個人も含めてですが、やった事例を報告していただくというテーマが1つと、政策提案というふうに2つに分かれておりまして、改善事例報告は、残念ながら、確かに6件しかなかったということです。ただ、政策提案のほうは幅広くやっております、その中で、事務改善的なものがたしか20数件入っております、それについては関係課のほうであわせて検討をしているという状況でございます。おっしゃるように事務改善、身近ないろんな気づいたことを見直していくというのは大事なことです、そういうことについてもきちんと次回以降の募集等の中でも検討してみたいというふうに思っております。

それから、募集時期のお話なんです、確かに意欲喚起、意識改革ということでやっておりますが、せっかく提案していただくものについては、少しでもできるものは施策なりあるいは具体化していきたいということを考えますと、どうしても関係課のいろんな予算作業等を考えますと、時期的にはこういったタイミングになってしまうのかなということで、仮に下期にやってしまうと、ちょっと時期的に具体化の作業がおくれてしまうということもありまして、募集期間とか、上期にやる募集時期について、もう少し工夫について考えてみたいと思いますが、常時という形になると、実施については難しいのかなというふうに考えております。

**○中野委員長** 余談ですけど、カエルの卵はカエルになっても余り役に立たんですね。もうちょっとほかに期待するような名前はないんだろうかな。

それでは、4番目の当初予算編成方針につい

て。

**○鳥飼委員** 財政課長、お尋ねしますが、10ページにありますけれども、公共事業の①のところ、19年度6月補正後予算額、起債充当前の一般財源額という書き方をしているんですが、この起債はいつごろからやっておりますか、こういうやり方というのは。

**○和田財政課長** 従前から、公共事業費につきましては、起債充当する前の一般財源ということで、ことしからとかそういうのじゃなく、かなりずっと前からそういう取り扱いでやってきているところでございます。

**○鳥飼委員** 予算編成方針をいただきましたけれども、今まで余り見たことがなかったものですから、これはずっと起債がしてあったんですかね。

**○和田財政課長** 基本的に、公共事業をやります場合には、当然、国庫補助金が入って、その残りの大部分に起債を充当していますので、その起債充当する前の段階の起債する分と一般財源合わせた部分でシーリングということでやらせていただいております。

**○鳥飼委員** 先ほど総合政策課のところでもお話をしたんですけど、基本方針の2段目、重点施策で中山間地域とか植栽未済地対策、いろいろ書いてございますけれども、総合政策本部でいろいろ政策を練るにしても、予算を持ってないから、なかなか力量が発揮できないというところがあるんですけど、これは総務部長のほうがいいんでしょうけど、例えば総合政策本部に一定の予算枠を持たせるとか、そういうことは考えられないのかなという気もするんです。先ほど星原委員等からも出たんですけど、これは個別の政策じゃないかということも出ておりました。事業所統計の説明もさっきの委員会で

総合政策本部のほうであったんですけども、非正規雇用が35%ぐらいということで全国より多いんです。そういう数字もありますと、例えばここに子育て・医療対策とか書いてありますけれども、そういう雇用対策をしないと、子育てのところまで行かない。

何を申し上げたいかという、結局、自分の生活が安定しないことには、結婚はできるにしても、子供を持つことは困難だろうと。そういうふうに総合的に考えていく必要があるんじゃないかというふうなことで思ったりするんですけど、今の部分については総務部の枠を超えるかもしれませんが、ただ、総合政策本部が機能を発揮するためには、先ほど申し上げたような一定の予算の枠を持っていくとか、何か果たすべきものがあるんじゃないかというふうに思っているんですけど、そこら辺の議論をされたことはないでしょうか。

**○渡辺総務部長** 色男、金と力はなかりけりというところがありまして、実は前々からと申しませうか、総合政策本部のほうに一定の予算を持たせたらどうかという議論は確かにございます。ただ、現実論としては、総合政策本部のほうに予算を持たせている——特定の政策予算を配分しているという実態にはございません。総合政策本部が実際に予算を持ったときに、予算を打ち込むような施策が、うならせるような施策が出てくれば、当然に財政課のほうと協議して予算をつければいい話でありますし、ただ単に総合政策本部が予算を持つ、ただそれだけで自己目的的に予算それ自体がひとり歩きするというようなことがあってもいけませんので、そういうこと等も含めまして、重点3分野と申しませうか、植栽未済地対策ですとか子育て・医療ですとか、こういった3分野等について

は、総合政策本部のほうで県政全体を俯瞰して、来年度についてはこの重点3分野について特に力を入れて措置をしたいということ、我々総務の財政当局のほうと協議がありましたので、その協議をして、この3分野については予算の要求段階で特別の配慮をして、実質的に総合政策本部のほうで予算を持っていると同じような位置づけで、こういう形式で考えてやっているところでございます。

2点目の雇用対策、雇用面がしっかりしないと、子育てがうまくいかないんじゃないかと、確かに御指摘のとおりだと思います。したがって、子育てのここに書いてありますのも、ひとり福祉保健部に限らず、商工労働分野等々も関連すると思いますので、どういったふうな具体的な施策、政策を要求の中で盛り込んでくるのかというところは私どもも注目しているところでございます。もちろん少子化対策というのは、雇用面で先ほど非正規の話が出ましたけれども、雇用面の安定というのもやっぱり欠かせないものでありますので、もろもろの総合的な対策を打って初めて本来の意味での少子化対策なり子育てができると思っております。そういう認識で、予算査定のほうもそういう目で私どもは査定をしていきたいというふうに考えています。

**○鳥飼委員** 先ほどもいろいろとお話をしたんですけど、行政経営課の商工労政事務所の御説明がございましたけれども、労働相談の部門とか、どうもほかのところもそうなんですけれども、一緒にして人を減らせば事足りると言ったら言い過ぎかもしれませんが、県民サービスなり、そういうところにつながっていくような行政改革というものをお願いいたしておきたいと思います。



そこで財政課長に、先ほど旅費のところでも申し上げた、例えば九州ブロックとか、全国会議とか、いろいろ夜の懇談会が一緒についてくるやつがあるんですけども、そういう食糧費の措置というのは、人事課長は「なされると思います」と言っておられました、それは当然しているということによろしいんですか。

**○和田財政課長** 食糧費につきましては、年々予算額は減っておりますけれども、一番食糧費で多いのは、留置人の方の食糧費であったり、あるいは夜間の学校の生徒さんの食費だったりするわけですけども、それ以外の我々がブロック会議等に出る食糧費につきましても、適切な措置をしております、手元に資料はありませんけれども、記憶では決算ベースで余っておりますので、当然、不足しているとかそういう状況ではないものというふうに理解しております。

**○鳥飼委員** 数字としては余剰金が出たとしても、実際は執行されていないというところも結構ありますから、コンプライアンスの時代ですから、ぜひそこはそういうことがないようにお願いをいたしておきたい。

最後に、不適正な事務処理のことで、ここに最後に書いてございました、事務費を緊急的に連絡調整課に配分をするということがあったんですけど、会計検査院が佐賀県とどこか入って、不適正な事務処理の相当額分を国に返せというのが報道でありました。岐阜県もかなりやって、余りひど過ぎたので、書類がないので返せと言えない、わからない、しかし、一定程度しっかりしているところは返せというのがあったんですけど、今後、宮崎県の場合はそういうことは起きないと思ってよろしいでしょうか。

**○岡村部参事兼人事課長** 会計検査については、せんだって新聞で報道されておまして、全国

でも、今回私どもの県にありましたような預け等の問題が10県以上にわたってあるということで、会計検査院でいろんな調査をしているということで、宮崎県についても、会計検査があるということは、これは会計課が会計検査の主管課ですけども、あるということは聞いておりますけれども、正式な通知という形はまだ来ていないと聞いております。

**○鳥飼委員** 聞くところでは、12月に予定をしているという話も聞いていて、返還をするということは大変困ることだと私は思っているんです。この委員会の場でも本会議でも申し上げましたけれども、行政経費をひねり出していく、必要なお金をひねり出していくための知恵として出てきた部分というのはあると私は思っているんです。ただ、行き過ぎたものも確かにありました。ユニフォームの問題とかありましたけれども、どうも裏金で悪いことをしていたんだとか、しているんだというふうな、まだ誤解をしておられる県民の方はたくさんございますし、ぜひその誤解を解いていくといいますか、これが果たしてきた役割といいますか、機能もしっかりと評価をするところは評価をしていかないと、仕事が回ってきたわけですから、児童相談所の雨漏りを振興局の事務費で直していただいたというような過去の時代もあるわけで、そこらはしっかりとお願いをしておきたいと思えますし、返せということにならないようにひとつよろしく御努力をいただきたいと思えます。

**○星原委員** 課長にお伺いしたいんですが、基本方針の中で3つ掲げていますね。3番目の県民目線による見直しとか、県民総力戦による実行とかということで、仕分け委員会とか、あるいはボランティアやNPOを初めとする民間との協働に積極的に取り組み、県民総力戦で新し

い宮崎県づくりを推進と。20年度の当初予算編成でそういう形のものよりも、都市と地方とか、県内においても景気とか雇用とか、要するに、経済対策というのがよくなってこない、宮崎県は浮上しないんじゃないか。夜、飲みに行ってもタクシーがずらっと並んでいるような状況でありますね。そういうことを見ると、県民が豊かになってきているものを感じるものということになると、所得がふえるとか、いろんな角度で物を考えたものを取り上げていかないと、第1次産業から第3次産業あるいは4次まで入れて、そういういろんな産業別にどういうふうにした景気対策、経済対策、あるいは雇用まで入ってくるかもわかりませんが、そういった形のもので出てきて、どういうふうに展開していくんだというもの、その辺が、この中には入ってなくても、20年度の予算の中でいろいろ出てくるんでしょうけど、私は、景気対策なるものが3本ぐらいの柱の中に入ってきてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は、基本的な方針決められるときにどういうふうにとらえているんでしょうか、宮崎県の状況というもの。

**○渡辺総務部長** 景気対策についてというか、宮崎県の景況としては、全国レベルから見ますと、景気の波及の程度というのは御承知のとおりおくれぎみということはよく言われております。ただ、宮崎県内の経済情勢としては緩やかな回復基調というところが実態に近い表現じゃないかと思えますけれども、そういう中で、比較論になりますけれども、従前は私ども景気対策を考える場合に、景気が冷え込んでおれば、当然、国の補正予算等で相当の予算を打ち込んで、これまで県内経済全体の下支えということをかなりやってきたわけですけれども、その一

方で、県債残高が、全国どこでも一緒ですけれども、累増して、公債費負担がかなり重くなっているという状況がございます。第1期の財政改革推進計画を立てた段階では、まさに危機的な状況を回避するために、緊急避難的にと申しませうか、やむを得ず、県単公共事業については対前年度比の3割カットというのを3年連続してやってきたということで、かなり公共投資額も減少してきたという中で、経済対策をどう打っていくのかということを見た場合に、その前提となるのがやはり予算といたしましうか、財源の問題でありますので、毎年200億円近い財源不足に見舞われている中で、そういう中で積極的な経済対策というのはなかなか打てないにしても、景気への配慮、経済への配慮をどうするのかというところを考えた場合に、これまでのような公共事業の削減率ではもはや公共事業そのものがもたなくなっているということになりますので、それはいけないということで、削減のペースダウンということで、公共事業、県単公共事業あわせて、基本的に維持管理経費は除外しましうかと、新直轄の負担金についても除外しましうかと、必要額を認めましうかと、それ以外の部分については95%のシーリングをお願いしますということで、全体としてみれば、対前年度比で3%ぐらいの減の基調でやっていきたいというふうに考えております。今年度、来年度の重点施策の中で、中山間地対策、植栽未済地対策というのを上げさせていただいておりますけれども、これらも中山間地等の疲弊に対してどういった形で有効な施策が打てるかということを実際に考えたいということで上がっているわけですけれども、なかなか現ナマとして今、財政的に余力がありませんので、どれぐらい出せるかわかりませんが、

そういった景気への配慮ということは常に横にらみをしながら、来年の予算というのは編成していかなきゃいけないのかなというふうな認識しております。

**○星原委員** 今、部長言われるそれはそれでもっともなんですが、景気対策で金だけじゃないと、そういう部分で景気を上げていく方法はないのかどうかとか、いろんな意味があると思うんです。知事が今、いろんなものをセールスマンとしてPRしていく、その中に宮崎のものをどう売り込んでいって金を稼いでくるのかとか、いろいろ角度はあると思うんです。公共事業とかそういうものだけじゃなくて、トータルで、観光産業でも人が来る、二度でも三度でも来るためにはどうしたらいいとか、いろんな角度で民間と協調しながらの中でどうやっていくのかとか、そういったものに知恵を絞って考えていく方法があるんじゃないかという意味合いもひっくるめた、トータルで景気対策とか雇用対策とかいう意味合いを取り上げたのは、公共事業がどうだからとか、景気対策がどうだから、そういう意味だけじゃなくて、何かの方法で景気を伸ばしていくための施策として何か考えていくべきじゃないかなと。宮崎県として粗生産というか、いろんな素材はいっぱいあるわけですから、それを活用して、農業なら農業で3,000億とかいう話もある。そういったものをどう活用して、要するに、宮崎に金を落とすために加工を試みたりとか、いろんな方法、売り方を工夫してみる。宮崎で稼げる方法、数字をふやしていくためにはどういうふうにしたらいのかということを行っているんであって、今、財政状況が厳しいとか、公共事業がどうなのというのは伸ばせる状況じゃない。そうじゃない分野の部分で景気対策、経済対策というのは考えら

れないのかというふうに思うんです。そういったものに知恵をつけていく。観光客に宮崎で金を落とさせるためには何をどういうふうにしたら落としてくれるのかというのを見つけていくことで景気を伸ばしていくとか、何かそういうアイデア、知恵的なものが出てこないと、基本的にはそういうもので1年間過ごしていくわけですから、来年どういうことで宮崎の考え方を持っていくのかということじゃないかなというふうに思うんです。

県民総力戦という言葉はわかるんだけど、総力戦に持っていく前に、どういう人にはどういう形の力を発揮しなさい、この人たちはこういう力を発揮してください、農業の人は農業、林業の人は林業、漁業の人は漁業、商工業の人は商業、それぞれが自分たちの持てる範囲で能力を発揮してということだろうと思うんです。そのために県民の皆さん方は総力戦でやってくださいと言うのか、こういうふうに行っていくことでこうなるんだということを見つけて、そういう方向に山を登らせていくのか、そういったものがどこかに出てくるようなことを考えていくべきじゃないかなというふうに思って今、言っているところなんです、そういう面についての考えとか、そういう方向性というのは出ないものかなというふうに思ったものですから、何かそういったものについてあれば、なければいいです。

**○渡辺総務部長** 星原委員の意見はごもっともな意見というか、的確な御意見だと思いますので、各部局それぞれ、宮崎県の置かれている現状というのは当然、認識していると思いますので、創意工夫を絞って、なるだけ立派な予算ができるように、我々も財政の査定という立場でそういう目でサポートしていきたいと思ってお

ります。

○星原委員 もう一点言わせていただくと、いろんな事業を予算をつけてやるんです。今、総合評価とかいろんなこともあるんですが、本当に費用対効果が出てきているのかどうか、そういうものも見ながらの中で、いかに各部を動かしていくかだと思っんです。予算をつける上では、こういうものにこれだけ使うのであれば、こういう成果まで来年度は求めますと、ある程度そういった形で、元気が出る、あるいは力をつけさせるということであれば、何かそういったものまでひっくり返した形で予算編成の部分では考えていくべきじゃないかというふうに思っていますので、ぜひその辺はよろしく願います。

○中野委員長 私、こんなに考え方が違うものかなと思って、基本方針（2）新みやざき創造戦略に基づく重点施策、この3つの②中山間から子育て、建設産業対策、出ているわけですね。さっき総合政策本部と議論した。喫緊の課題という話でありました。なおかつ、これはあくまでも予算を重点的につけるような説明だったですよ。そういう説明でした。私、行政と議会で40年ぐらいになるけど、今、行政が大きな変革期、そして地方が、特に国の政策で格差とか言われている中で、このままいったら、宮崎県は農業が基幹産業ですが、今、宮崎県のいろんなデータを見て、5年先、10年先を見て、本当に元気の出る数字があるかなと——ないんです。今あるとすれば、牛の数字が50億ぐらい上がっている。農業だって3,700億あったのが今3,200億、工業出荷額、みんな落ちている。とにかく農業従事者は、5年、10年したら消える。そうなった場合、宮崎の基幹産業が疲弊していく。農地がどうなるか。一方、製造業は、今、部長

が言ったように、かなり大企業中心で、まだ宮崎の誘致企業も元気が余り出ないわけです。そんなことを考えると、これからの働き手、今、全国の有効求人倍率は1倍、愛知県なんか2倍、東京は4倍、宮崎は0.7、ぼやぼやしていたら、宮崎から高い給料でどンドンすっぱ抜かれるんじゃないかなと。今まで大体、高校生の県外の就職者、4割できているわけです。これが今後どうなるかなと。大学生なんか、大手なんか求人確保で大学2年生までつばをつけている。そういう状況に来ているわけ。そういう中で、何があるかということ、私もぱっと出らんけれども、やっぱり宮崎県全体を活性化するような重点施策であるべきじゃないかなと思っんです。

確かに中山間地域、このままだと消えますよ。植栽未済地——私は今度、林務と議論やろうと思っっているけど、杉の生産量が日本一だど、企業に言わせると不良在庫を抱えて日本一だど言っっているのと一緒だど。売ったら損する話です。今後、杉だどどうするのか。それじゃ、杉を切った後に杉をみんな植えていくのか。相も変わらず、林務だけですよ、300億投資して出荷額が300億上がるんのは。この林務問題、私は、林務なんか体よく環境に特化しているかなと。水源涵養とか何とか言っっているけど、人工林にするから、そんなことを言わないといけないわけ。今度の災害でも、人工林のところほとんど壊れているわけです。そういう中で、植栽未済地対策、これも今ずっとやっっているわけ。これも国の補助事業で、受益者負担と県と補助でね。財政課長、これを倍も3倍もふやすかと。どうも余り予算が要らないような重点施策、知事と一緒に冗談だけれども、余り金が要らないような重点施策かなと思っっている。こんな植栽未済地対策が重点施策、うちの委員会としてこ

んなのをよしとするのは、逆に私は恥ずかしいような気がするね。中山間地は手の打ちようがない。だけど、また計画じゃしようがない。20年、30年、過疎対策をやっているわけで、何であれだけ金を突っ込んでこうなったかという反省点から入らないと、また計画づくりなんかやめてほしいと思っているわけ。

もう一つ、子育て、これも我々議員になって5年間言っているけど、子育て対策監じゃないけど、人員が1人ふえたのかな。なかなか県の段階で——することはいっぱいあるよ、これがあるかないかだけの話で……。

それから、医療対策、総合政策本部のやつには小児科医対策とか書いてあった。これも金の要る話じゃない。知事か部長かがどこかの大学に行って頭下げて、土産代ぐらい要るだけで、全体的な厚生労働省の一つの政策の転換期で今こういう状態になっている。これを施策として上げて解決するのか。

それからもう一つ、建設産業対策、私は地元におるけど、いろんなケースで倒産している。大体、後継者がいないところはもうやめようという話なんです。やめるときに、借金があるからやめられない。だから、たたいてでもとって、トズラするより仕方がないとかやっているわけ。大体、二世がおるところは何とか頑張ろうとしている。こういう中で、この間、商工で建設産業対策何とか事業が出ていたけど、また人がかわれば新規事業かなと思って……。結局、今、企業を興す、この事業相談というのは、商工会もうないのかな、4～5年前はずっと商工会を含めてそういう相談窓口というのがぴしつとあったわけ。そこと何が違うかという話。逆に、見せかけとかそんな話じゃないなら、今の時代はもうちょっと具体的にどうするかとして

いかないと……。この建設産業対策に、財政課長、部長でもいいけど、何か予算つけられますか。ことしいっぱい、相談関係の事業費で1,500万ぐらいだったかな、今度は来年それに対してつけるとすれば、何だろう、貸付資金、これも制度融資がいろいろあるけれども、これ以上の重点施策というのが何か出てくるかなと思うんだけど、宮崎県、全体で風船玉がしばむようになっているわけで、何かもうちょっと元氣の出る話というのはないのかなと。重点施策がこれじゃ恥ずかしいと思って、総務政策委員会は、いいのができましたと言うわけにはいかないと思うんだけど。

○和田財政課長 重点施策につきましては、あくまでも総合政策本部において決定していただきまして、財政課でこれを重点にしようというふうに決めているわけではなく、あくまでも本部においてどこの政策分野に重点を置くかということをお願いして、財政課としてもそれを支援していくというのが基本的な考え方になっております。そういった観点で、これ、ことしに始まったわけでありませんが、従前より、本部のほうで重点的な分野を選んでいただきまして、予算編成としてもそれに対して重点的に措置していこうということでやらせていただいているところではございます。

具体的にどういう玉が出ていくかにつきましては、まさにこれから予算編成の中で、重点施策を踏まえまして、各部の中で知恵を絞っていただいて、既存の施策にないようなものと考えていただくということになるかというふうには思っております。

○中野委員長 部長、そういうやつが記者会見やらで言えますか。今の言葉、部長として言えないだろう。それだけ部長が納得して、これは

いいと——これから査定していかないといけないわけだから、そういう答弁は課長の段階でできるとしても、部長としてはできないだろうと思う。これはあくまでも総合政策本部の話ですわと。上がってきたら重点的に予算——重点的に予算つける話じゃない。一生懸命やっごらん。どんな予算がつくか楽しみにしておくけど。ここら辺もうちょっと元気の出る、少しは総生産額が上がるような、知事が頑張っておるから来年の税収がどのくらいふえるか楽しみにしてるんだけど、そういうことで要望だけ上げておきます。

○鳥飼委員 財政課長、10ページのインセンティブ枠ですけど、これを御説明いただけますか。

○和田財政課長 インセンティブ枠でありますけれども、これは、積極的にその事業の見直しをしていただくために、本来であれば、終期がないとか、あるいは終期がまだ先のものについて来年度やめた場合には、その見直しに対して積極的にポイントとか有利な取り扱いをしようということで、そこに2つ有利な取り扱いを書かせていただいております。

1つ目が、休廃止は、一般財源の1.5倍を見直し額として計上とありますけれども、これは当然、各部にシーリングをかけますので、各部で例えば10億円とか15億円見直さなきゃいけない状況のときに、このインセンティブ枠で見直してきたものについては、1億円の見直しでも1億5,000万円見直したことにしてあげましょうというのが1つ目のインセンティブになります。もう一つが、例えば1億円の事業を今度見直してきた場合には、本来であれば、1億円見直してきても1億円全部を返すわけじゃなくて、6割とか7割しか新規事業の財源としてお返ししないわけでありましてけれども、インセンティブ

枠で見直してきたものにつきましては、仮に1億円見直すとすれば、9,000万円は新規なり改善事業の枠としてその部にきちんとお返ししましょうと。この2つの有利な措置をとって積極的に事業の見直しをしていただくというのがインセンティブ枠でございます。

○鳥飼委員 県単事業と国庫補助事業とあると思うんですが、前回、県の事業で国庫補助事業と県単事業がどれぐらいの比率ですかと。お答えなかったんですけれども、どんなふうになりますかね、その関係は、インセンティブ枠。

○和田財政課長 インセンティブ枠につきましては、あくまでも一般財源の額、要するに県単だろうと補助だろうと、一般財源の使っている額に対して1.5倍にしたり、あるいは9割返すという、特に県単だから補助だからということで区別をつけているわけでは——シーリングそのものが一般財源を何%減らさないと、県単事業であれ、補助事業であれ、一般財源を捻出するために見直ししていただくということになっております。

○鳥飼委員 概数でいいんですけど、国庫補助事業と県単事業の総額の比率というのは、概略でいいんですけど、また後で教えてください。

補助事業にしても結局、メニュー方式もそれぞれあるから、それは一概には言えないんですけど、どちらかというと県単事業に偏ってくるのかなというような感じもしないでもないんです。そうすると、なかなか難しいなど。比率をお聞きしたのは、そういう意味があるんです。比率がある程度わかれば、どのぐらいのインセンティブ枠としてインセンティブが働くかということだろうと思います。預けの問題が出てきたときからそういうふうな議論が出てきますけれども、一概にそれをやっていくのは難しいな

と、国のお金がついてきますからね、そういうことで、トータルとしての枠をまた後で結構ですので教えていただくといいと思います。

○中野委員長 5番の不適正な事務処理について何かありますか。ないですね。

その他、ありますか。

○中野委員長 それでは、最後に一言、いよいよ予算の時期でもあります。ぜひ元気の出る予算を組んでください。それから、一つだけお願い、私は、地域におりますと、県道というのがでこぼこになっているんです。それと維持費、ペンペン草が生えて——宮崎の委員には悪いですが、宮崎の道路改良工事を10メートル省けば、地方の県道の維持費というのはかなり出てくる。そういう工夫もひとつ、県土整備部に丸投げじゃなくて、総務部としても、全体の絡みがあるわけですから、しっかりそこ辺も含めて、査定を含めてお願いしたいと思います。どうもきょうはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

---

午後3時14分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

その他何かありませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時22分再開

○中野委員長 再開します。

その他何かありませんか。

何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後3時23分閉会